令和８年　第３回沼田町議会定例会　会議録

令和　８年　９月１７日（木）
午前１０時００分　　開　会

１．出席議員

議　長	１０番	小　峯　　聡	議員	１番	畑　地　　誉	議員
	２番	篠　原　　暁	議員	３番	鵜　野　範　之	議員
	４番	久　保　元　宏	議員	５番	三　浦　実　希	議員
	６番	伊　藤　　淳	議員	７番	長　野　時　敏	議員
	８番	大　沼　恒　雄	議員	９番	上　野　敏　夫	議員

２．欠席議員　なし

３．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町　　長	横　山　　茂　君	教 育 長	三　浦　　剛　君
監査委員	高　田　　勲　君	農業委員会長	中　村　宗　寛　君

４．町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅　原　秀　史　君	総務財政課長	小　玉　好　紀　君
産業創出課長	岡　田　敏　行　君	農業推進課長	前　田　昌　清　君
住民生活課長	亀　谷　良　宏　君	建設課長	瀧　本　周　三　君
保健福祉課長	荒　川　幸　太　君	和風園園長	山　下　広　大　君
旭寿園園長（なごみ施設長）	安　念　昌　典　君		

５．教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長	赤　井　圭　二　君		

６．農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長	神　薮　　太　君		

７．職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	按　田　義　輝　君	書　記	大　山　勇　太　君

８．付議案件は次のとおり

（議件番号）	（件　名）
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	総務民教建設常任委員会所管事務調査報告（平和の文化の推進について）
認定第１号	令和７年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第２号	令和７年度沼田町水道事業会計決算認定について
認定第３号	令和７年度沼田町下水道事業会計決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第５９号	沼田町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について
議案第６０号	沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第６１号	沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第６２号	沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第６３号	沼田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第６４号	令和８年度沼田町一般会計補正予算について
議案第６５号	令和８年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第６６号	令和８年度沼田町水道事業会計補正予算について
議案第６７号	令和８年度沼田町下水道事業会計補正予算について
発議第１号	沼田町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について
同意第１５号	教育委員会委員の任命について
陳情第３号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について
陳情第４号	軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出を求める陳情について
陳情第５号	備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書採択を求める陳情について
意見案第３号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について

意見案第４号　軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）について

意見案第５号　備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書（案）について

開　会　　午前１０時００分

（ 開　会　宣　言 ）

○議長（小峯聡議長）只今から令和８年第３回沼田町議会定例会を開会します。只今の出席議員数は１０人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（ 会議録署名議員の指名 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、２番、篠原議員、３番、鵜野議員を指名いたします。

（ 会期の決定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２、会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。

○鵜野委員長（鵜野範之委員長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、鵜野委員長。

（ 議会運営委員会報告　鵜野委員長登壇 ）

○鵜野委員長（鵜野範之委員長）おはようございます。令和８年第３回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る９月１１日、午後２時から議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より、今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出される案件は、議長の諸般報告７件、委員会報告１件、決算認定３件、一般行政報告並びに教育行政報告、条例改正など５件、令和８年度会計補正予算４件、人事案件の同意１件、更に、議会は次の条例改正１件であります。また、一般質問は８件の通告があり、うち、町長に対して６件、教育長に対して２件であります。このほか、閉会中に議長に提出されました陳情３件を上程するものとして、意見の一致をみたところであります。以上の付議案件全般について、審議しました結果、今定例会は、本日１７日から１８日までの２日間とすることで、意見の一致をみております。以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日１７日から１８

日までの２日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から１９日までの２日間に決定しました。

（ 議長の諸般報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第３、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査報告書、更に、健全化判断比率報告書と資金不足比率報告書を提出いたしましたのでご覧願います。

（ 総務民教建設常任委員会所管事務調査報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第４、総務民教建設常任委員会所管事務調査報告（平和の文化の推進について）を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○大沼委員長（大沼恒雄委員長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼委員長。

（ 総務民教建設常任委員会所管事務調査報告　大沼委員長登壇 ）

○大沼委員長（大沼恒雄委員長）おはようございます。報告する前に一言申し上げたいと思います。この度の熊本県を中心とする地震を始め、相次ぐ台風や豪雨、水害により被災された皆さまに心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。また、本意見書の提出に当たり、平和の意識調査にご協力いただきました町民の皆さまに心より厚く御礼を申し上げます。それでは報告いたします。総務民教建設福祉常任委員会諸般報告。本委員会は、申し出た案件について調査を終了したので、その結果を次のとおり会議規則第７７条の規定により報告いたします。

［以下、議案報告書を朗読］

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りします。本件は、委員長報告のとおり、受理することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり受理することに決定しました。

（ 令和７年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第５、認定第１号、令和７年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。
○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）総務財政課長。
○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）認定第１号、令和７年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和７年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。以上でございます。
○議長（小峯聡議長）次に、監査委員からの決算審査報告を求めます。
○代表監査委員（高田勲代表監査委員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）高田代表監査委員。

（ 高田代表監査委員　登壇 ）

○代表監査委員（高田勲代表監査委員）令和７年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法だい２３３条第２項の規定によって、令和７年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。
［以下、議案意見書を朗読］
○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く、議員８名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与したいと思います。これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（ 令和７年度沼田町水道事業会計決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第６、認定第２号、令和７年度沼田町水道事業会計決算認定についてを議題と致します。本件は、決算特別委員会で、審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。
○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。
○議長（小峯聡議長）建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）認定第２号、令和７年度沼田町水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和７年度沼田町水道事業会計決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。以上でございます。
○議長（小峯聡議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。
○代表監査委員（高田勲代表監査委員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）高田代表監査委員。

（ 高田代表監査委員　登壇 ）

○代表監査委員（高田勲代表監査委員）令和７年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第３０条第２項の規定によって、令和７年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。
［以下、議案意見書を朗読］
○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く、議員８名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（ 令和７年度沼田町下水道事業会計決算認定 ）

○議長（小峯聡議長）日程第７、認定第３号、令和７年度沼田町下水道事業会計決算認定についてを議題と致します。本件は、決算特別委員会で、審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。
○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。
○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。
○建設課長（瀧本周三建設課長）認定第３号、令和７年度沼田町下水道事業会計決算認定について。地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和７年度沼田町下水道事業会計決算を別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。以上でございます。
○議長（小峯聡議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。
○代表監査委員（高田勲代表監査委員）議長。
○議長（小峯聡議長）高田代表監査委員。

（ 高田代表監査委員　登壇 ）

○代表監査委員（高田勲代表監査委員）令和７年度沼田町下水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第３０条第２項の規定によって、令和７年度沼田町下水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

［以下、議案意見書を朗読］

○議長（小峯聡議長）監査委員の報告が終わりました。お諮りいたします。本件については、議長、監査委員を除く、議員８名による決算特別委員会を設置し、その審査を付託して、次期定例会までの閉会中の継続審査に致したいと思います。更に、本特別委員会に、地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第９８条第１項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決定しました。

（ 一般行政報告並びに教育行政報告 ）

○議長（小峯聡議長）日程第８、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題といたします。始めに、町長。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

（ 横山町長　登壇 ）

○町長（横山茂町長）おはようございます。本日ここに第３回定例会を招集したところ、議員の全員の出席をいただき開催できますことに心から御礼を申し上げます。この場をお借りし、私からもこの度の熊本での地震発生に伴い、大きな被災を受けた皆さま方にお悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復旧・復興を願うところであります。それでは早速ではありますが、一般行政報告を述べさせていただきます。

［以下、一般行政報告を要点朗読］

○議長（小峯聡議長）次に、教育長。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、教育長。

（ 三浦教育長　登壇 ）

○教育長（三浦剛教育長）おはようございます。続きまして、教育行政報告を申し上げます。

［以下、教育行政報告を要点朗読］
○議長（小峯聡議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、暫時休憩といたします。再開は、午後１時と致します。議員の皆さんは、このあと午前１１時から全員協議会を開きますので、議員控室にお集まり下さい。

午前１０時５７分　休憩

午後　１時００分　再開

（一　般　質　問）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。日程第９、一般質問を行います。通告順に発言を許します。議席番号３番、鵜野議員、食料システム法を活用した地域農業の持続性の確保について、質問してください。
○３番（鵜野範之議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。
○３番（鵜野範之議員）３番、鵜野です。私は、食料システム法を活用した地域農業の持続性確保についてということで、町長に質問したいと思います。今農業の方は、水稲の米の収穫期のまっさかりと言うことで、最近は去年もそうなんですけれども、１０日前後ぐらいから稲刈りまっさかりというで、９月の定例会、農家の人も見ることも出来ないですし、非常に忙しい中、頭も回らない中、質問するということで、なるべく町長に理解してもらえるように努力しながら質問していきたいと思っております。去年は米が足りなくて、令和の米騒動だったわけですが、非常に米が余るということで、毎日のようにテレビ、ニュース、新聞などに米余り現象のことが取り沙汰されております。そんな中、令和８年産のホクレンの仮渡金ななつぼしで１万７，０００円と決定いたしました。国のコスト指標は２万５３５円を大きく下回っています。北海道では委託費として除雪費や融雪費などや、乾燥調製費、灯油代を含む燃料代だとか施設費用が嵩んでいます。また、土地改良の負担金も区画整備や大きな地域を抱えているため、それを施設管理費という部分では経費がかかっているということで、全国平均から見ると、この２万５３５円よりは大きなコストがかかっているんだということで、私もちょっと調べたんですけども、スケールメリットというのがあるのかなというふうに思ったんですけれども、そうではないということも調べて分かりました。まず１点目の質問ですが、町としてこの状況、再生困難な状況として認識しているのか。またどのように考えているのかを町長にお聞きしたいと思います。また、このことから町内の農業者から、肥料・燃料の高騰、それから資材価格の上昇、そして取引価格の低迷により、経営持続性に対する強い不安感が寄せられています。

農業は本町の基幹産業であり、その持続性を確保することは行政の基本的な責任であると私は考えております。今年４月より食料システム法が制定され、これは取引当事者に対し、コスト上昇を理由として価格協議の申出に誠実に対応する努力義務が課せられています。ただ、今までの商売の慣習だとか、そういったものを改善しなければなかなかそれもうまくいかないわけですし、そういったことを含めながら地域農業の持続性を高めるため、具体的な取組が整備されるシステムだというふうに思っております。そこで、町としては、この地域農業の維持、持続性確保のため、この食料システム法を活用して農業者の価格協議や取引環境の改善を支援していけないかということを町長にお伺いしたいと思いますし、また、そうでないとするんであれば、また何か対策を考えているのか、今後の町の方針についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、お答えをしてまいりたいというふうに思いますが、今ほどあるように米の情勢については非常に厳しい局面を迎えているというのは我々も認識をしているところであります。今ほどありましたように、今年の米の仮渡金につきましては、「ななつぼし」で１万７，０００円、「ゆめぴりか」で１万８，０００円ということで、昨年対比で１万２，０００円の減額というふうな状況で、生産者の方に周知がされたところであるというふうに聞いておりますが、さらに肥料、燃油、資材など、経費についても農林水産省の統計、農業物価指数では、令和２年に比べて比較すると５０％に迫る増加であるというふうなことで、さらに農業機械の値上がりも著しく、これらが農業経営、さらには地域経済に及ぼす影響は甚大であるというふうに思っているところでありますし、再生産、地域農業の持続について非常に憂慮すべき、そんな事態であるというふうに捉えているところであります。また、放出された備蓄米５９万トンのうち、先に２１万トンの買戻しが表明されたところでありますが、更に産地による長期販売を促す米穀周年供給・需要拡大支援事業などにより、備蓄米放出量と同程度が市場から一時的に隔離される予定で、さらに周年事業の支援期間延長が検討されるとともに、備蓄米放出の残り３８万トンの買戻し時期については、今のところまだ明らかにされておりませんが、政府は需給状況を見極めながら適切に進めるというふうに鈴木大臣も申されているようであります。食料安全保障の確立に資するとともに、これら取組により需給改善が図られて、今後の追加払いにより食料システム法に基づく生産段階でのいわゆるコスト指標、２万５３５円を最低でも上回る価格となることを我々も願っているところであります。本町としては、将来を見据えて、いち早く農業経営の安定のために収入確保と併せ、現在行っている他の地域に先駆けて、初冬直まき栽培実証実験なども行っているところであり

まして、新たな生産コスト削減対策が更に重要な時期となってくるであろうというふうに考えておりますので、いわゆる関係機関の協力もいただきながら、さらにはこの初冬直まき栽培につきましては、普及センターはもとより、カネカさんの御支援をいただきながら、種子の改善等々バックアップ等もいただいているところであります。この実証実験が一作でも早く普及できる体制を整えるよう我々も注力してまいりたいというふうに思っています。それから食料システム法を活用した価格協議、あるいは取引環境の改善への支援についてですが、誠実な協議が行われないなどの場合には、政府機関による指導、助言、勧告、そして企業名の公表といった措置が行われることとなっており、法の趣旨に基づいた適正な取引が行われることを願うとともに、制度の実効性の確保、あるいは本年産米の取引において、課題、改善点などが判明した際には、当然ながら農業関係団体とも力を合わせて、あるいは行政機関が連携して、政府に対し改善要請を行うことが必要というふうに考えております。また、現在の状況を踏まえた町としての対策については、現在まさに収穫が行われている状況でありますので、収量、それから品質において、よい出来秋となることを願いつつも、今後の動きを注視しながら、状況によって農協とも連携をしながら対応策を検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。
○３番（鵜野範之議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。
○３番（鵜野範之議員）１万７，０００円では全然赤字になっていくわけで、この原因を作ったのはやっぱり農水の見通しの甘さだったのかなというふうに思っております。需要の見通しの誤り、それから在庫の急減、それから集荷競争の激化、それから備蓄米の放出の遅れ、備蓄米の買戻しの遅れ、それらが今の状況になっていることですし、これについては災害という中においては人災なのかな。自然災害でも何でもなく、そういった部分では強く国に言っていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、町としてこの食料システム法を使いながら価格調整ができるのかできないのか、私はこういう質問をしたんですけれども、基本的にはこの新しい農業を守るのか、消費者を守るのか、どういう法なのかちょっと分からないんですけれども、一定の効果は期待できるが、需要と小売の価格支配力という構造的な壁が大きく、即効果を出せるような状況ではない。ただ、法の目的は正しいけれども、制度だけで価格が上がるわけではないということも十分理解しているんですよね。ただ、もしこれをうまく利用してというか、これを口実にという部分において町ができることとして一つだけ。何点か提案はあるんですけれども、一つとして、町としてできることとして、ふるさと納税の雪中米の返礼品を、この農政が出す指標の金額２万５３５円になるような買戻し、買い方というのができないのかなと。例えば、ＪＡ北いぶきが関連する沼田町、それから秩父別、妹背牛を含めて、返礼品、米を使っていま

すよね。沼田町は雪中米。それを微々たる金額、総トータルの中で言う量的な部分で言うと、非常に少ないわけです。金額にしかならないんですけれども、あえて町がその金額でＪＡから買い取って、それが農家に回っていくというようなシステムで協力ができないのかな。そのことが例えばふるさと納税のサイトに載せて、うちの町については米がこれだけ金額が下がっているんだけれども、最低限持続可能な金額で買い戻した米を返礼品として出していますよだとか、３町がやっていますよだとか、そういったコマーシャル効果もあると思いますし、国がやろうとしているこの方法をうまく利用しながら、こういうこともやっていかなかったら農家は非常に大変なんだというところの姿を見せるのも、また町としての取組ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。御提案ということで承っておきたいと思いますが、ここで即対応できるという話はちょっとなかなか難しい部分もありますのでね。ＪＡさん、あるいはまちづくりぬまたとも十二分調整をした上で。ただ、対外的には今の申されるようなコスト指標を踏襲する、そのことに関しては、世間というか、世の中には理解をいただけるものではなかろうかなというふうに思いますので、十二分検討していきたいというふうに思います。
○３番（鵜野範之議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。
○３番（鵜野範之議員）これ、最後になります。最近、ホクレンの米のコマーシャル、毎年マツコデラックスがコマーシャルしているんですけれども、今回はマツコデラックスが新米のコマーシャルを今、取りやめています。というのも、今日の新聞にも出ていたんですけれども、ホクレンの販売が７４％までしか売れていなくて、昨年の米が余っている。さらに今年の米も豊作基調で余るであろう。もっともっと言いますと、三、四年前から考えると、輸出米が１０万ヘクタールあったんですけれども、この去年と今年でその輸出用の面積というのは――輸出じゃないですね。飼料米です。間違えました。飼料米の面積が、今、６万ヘクタールまで減っている。その後の４万ヘクタールはというと、主食用米をつくっている。さらにそのトン数というのは２０万トン以上であろうとしています。この状態からいくと、来年度はさらに６０万トンから８０万トン、また在庫が増えるのではないかということで、非常に来年度の経営に向けても心配をしているのが、今の農家の状況。ただ、今、今年は米も取れて安いけどという感覚で、何となくお正月を過ごせるのかな。過ごせないところもあるかもしれないですけれども、もっともっと厳しくなるのは来年なのかなというふうに思いますし、また、さらに来年度から米政策が、新しい政策が始まってどういうふうに

なるか行方が分からないんですけれども、そういったことも含めながら、何とか農業が、水稲農業が持続できるような方策を考えてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）町単独での支援策というのは、やはり限られているというふうに思いますのでね。このことは、うちばかりではなくて全国の農業者が抱えている課題でもありますので、当然ながら連携しながら国に対してしっかりと持続可能な農業スタイルを構築いただけるように、要請は進めていきたいというふうに思います。以上です。
○３番（鵜野範之議員）はい、終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号７番、長野議員。新るもい号で留萌市・北空知共同の交通体系再構築をについて質問してください。
○７番（長野時敏議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。
○７番（長野時敏議員）７番、長野です。新るもい号で留萌市・北空知共同の交通体系の再構築をということで質問させていただきます。私は、過去に何回か高規格道路にバスストップをということで質問してきましたが、今回は危機感を持って質問したいと考えております。本年４月、ＪＲ北海道は「ＪＲに乗るならえきねっと限定ＪＲきっぷが便利」という触れ込みでスタートしましたが、今なお不満や不安の声があります。これに対して高速バス、高速るもい号は全席自由で安く、深川―札幌間で９８分。利用しやすいもう一つの公共機関としての選択肢がありました。しかし、７月下旬、北海道中央バスから、高速るもい号深川経由便が、９月末日で廃止の発表がありました。
［長野議員　テレビモニターに資料を映す］
これは中央バスの時刻表であります。今まで５便、そのうち３便が深川市立病院を経由して、また音江に上がって、約２３分間下を走っていく便でした。上りも下りも３便ずつが今月いっぱいで無くなる。理由は、運転手不足と利用者の減少によるとのことでした。そうだったんだなというふうに思いながら、町民の方からは「もう滝川経由の碧水の停留所まで行くしかないね。えきねっとも私たち使えないし」と。ただ、北空知住民の公共交通の足はこのままでいいのでしょうか。現状の深川市立病院経由の維持が中央バスは困難ということで、それを踏まえると、沼田町だけではなくて沿線自治体共同で高規格道路を、せっかくある高規格道路を生かした新たな交通体系再構築のチャンスと捉えてはどうでしょうか。そこで、町長への質問です。高速る

もい号深川経由の廃止は、北空知、留萌市共通の問題である現状を鑑み、沼田町はこのことについてどのように考えていますか。２点目、留萌市・北空知共同における住民の公共交通の確保を推進する、（仮称）新るもい号を走らせる協議会を立ち上げ、乗降所、コース、停留所までのアクセス等について検討協議し、持続可能案を北海道バスへ要望してはどうか。解決しなければならない問題が幾つもあるのは承知ですが、中央バスが廃止に踏み切った背景には、急激な人口減少、運転手不足。ただ、このままでは従来のビジネスモデルがもう崩壊してしまってきているんだろうと。そういう苦渋の選択だとは思うんですが、住民としては、生活の足の確保、高齢者免許を返納した方、通院・買物の移動で困っている移動難民の方、地域、沼田―深川間であれば、もうきたそライナーが立派に走っているので大変ありがたいなと思いますが、私たち札幌にもう行けないねという声もあります。また、留萌への行き来も大変難しくなります。地域経済の影響、民間企業の限界などいろいろなものを抱えているので、ここはせっかくある高規格道路、今までは下に降りていましたけれども、沼田高規格道路インターチェンジ、秩父別パーキングエリア、深川西インターチェンジなど、大きな駐車場も備えております。そこを利用するなどして、それからそこに行くまでの住民のるもい号特典のようなものも整備したりしながら、今までとは違う形で、そして北空知・留萌市で共同で新たな体系をつくったらどうでしょうかということで、協議会を立ち上げてはどうかということで、２つ目のちょっと長くなりましたけれども、町長への質問でした。
○町長（横山茂町長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。お答えをしたいと思いますが、まず廃止となって、この高速るもい号については、本町内に乗降できる場所がないということでありましたので、その他の町がどういう状況で認識をしているのかということもちょっと確認をしました。自治体名は出しませんが、いわゆる町民から廃止についてどうにかしてほしいという要望は無かったという御意見もあったようです。それから、議会からも廃止について聞かれたが、経費を負担しているわけではないので、会社側がそのような判断をしたのであれば仕方がないというふうなそんな御意見もあったようです。そんな状況でありますが、我々としても高速るもい号については、運行する会社側にも先般申入れはしたところでありますけれども、ただ、実情はこの日常的に利用される通常の生活路線バスという位置づけがないことから、運行に伴う国からの補助金が対象とならない路線であると。また、沿線自治体による赤字分の費用負担をしていない現状にあることから、バス運行事業者がいわゆる全額負担をしながら運行している路線であります。その状況から経営判断により利用状況の悪化に伴う路線廃止につながったものというふうに認識をしつつ、無くなってほしくないというのは実

情でありますけれども、これはやむを得ない事情なのかなというふうに思っています。具体的に営業収支も聞きました。令和７年度の単年度の赤字で約３，９５０万、約４，０００万ですね。というふうにバス会社からも聞いたところでありまして、現状の１便当たり平均利用実績は１４．４人だそうです。採算ラインが２６．１人ということでありますので、１２名近く少ない状態がずっと続いてきているというそんな状況だというふうに聞いています。仮に沿線で赤字負担を行うというようなこととなっても、生活路線でないことから、国のいわゆる支援策、国の交付税措置などの支援等には該当せず、仮に負担をするんであれば各町の一般財源で対応しなければならない。そんな状況となるということからすると、多額の負担を今後継続して対応していくということは困難だというふうに考えます。一方で、町民の公共交通としての手段が縮小することで、利便性の低下につながることも事実であることから、この点について報道があったその日ですね。バス運行会社に、高速るもい号のその継続維持というものも考えられないかという申入れはしたところでありますが、このような前段で申し上げた実情からすると、もう難しいというそんなお話でありました。それから２点目の沿線自治体による新たな路線を検討協議する新しい協議会の設立につきましては、今回の廃止理由として挙げられている運転手が不足している現状と、それから利用者が減少傾向にあり採算性が確保できない地域路線であることから、沿線自治体で赤字負担を継続しなければならない。今回の廃止に至った結果を踏まえると、何らかの改善策がない限り運行再開は難しい。そして持続可能な新たな路線の開設というものも非常にハードルが高いというふうに思うところであります。このことから新たな路線の開設に向けた検討を今後行うことよりも、高速るもい号として１０月以降運行継続される滝川経由路線の利用を促す、そんな取組を図っていくべきかなというふうに思っているところであります。やはり当該路線の存続を守っていくことが重要というふうに考えますので、引き続き我々としては、その高規格道路を活用した本町と、それから札幌を結ぶ路線の実現に向けて、様々な形で協議を進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○７番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○７番（長野時敏議員）はい。町長のお考えが分かりました。大変な部分をたくさん抱えているという部分も分かりますし、中央バスの負担が約４，０００万ということも理解いたしました。ただ、それから国の支援には該当しないということも分かったんですけども、改善策がない限り難しいということで、現状では廃止に踏み切らざるを得なかったんですが、改善策について、駄目かもしれませんが、留萌・北空知で協議会をまず開いて、じゃあ改善策というのはあるのかないのか。あるとしたらこういう改善策があるんじゃないだろうか。そういう協議をまずして、それを中央バスさん

に考えてもらう価値はあるんではないかと思うんですね。先ほども述べましたように、地域の方は何とかしてしまうんですね。我慢する。あるいは車で行く。そのうちに車も乗れなくなる。地域の公共、きたそライナーは、明日からまた変わって走るということなので大変ありがたいなと思っていますけれども、地域の足では生活路線ではないけれども、それでも困るような状態が、今まであったものがなくなる。今までより悪くなるという状態は、ここでやっぱり食い止めるべくまず協議会を立ち上げていただきたいと思いますが、その辺りは町長はどうお考えですか。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。一言で言うと非常にハードルが高いと思います。先ほど冒頭にお話をしたその他の実情というか、他の御意見、町民等々の御意見から聞くと、そこに関しては何ら踏み込んだ対応を考えているわけではないというふうに私は受け止めておりますので、ですので、先ほど御回答させてもらったように、ある路線をやはり維持をする、継続できるその形をつくっていくことが非常に私は重要じゃないかなというふうに思っております。以上です。
○７番（長野時敏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。
○７番（長野時敏議員）町長の言われる考えもあろうとは思うんですけども、町民の方から特に要望がなかったとか、声が聞かれなかったというのも先ほど分かったんですけども、私がこの話を町民の方にしたとき、「知らなかった」と、「ええ、そうなの」、「困るわ」という声が実際あるんですね。中央バスから発表された後、それを理解しないで今日に至って、１０月になってこうだったんだという声も実際ありますので、非常にハードルは高いということで町長おっしゃられましたけども、高規格道路のインターチェンジを、それから秩父別のパーキングエリアを上手に使いながら、何かるもい号特別措置などできるのかできないかを、沼田町だけではできませんので、共同で進めていただくように御尽力お願いしたいと思っておりますし、私も他町の議員にこの結果を伝えながら、まず公共交通については一つの町ではなくて、そのエリア共同でやっていこうということを呼びかけていこうということをお伝えして、私の質問を終わります。（「もう一度だけ聞きたい。もう一度だけ質問に」と声あり）
○議長（小峯聡議長）質問。（「もう一度」と声あり）
○７番（長野時敏議員）もし町長が何かあれば。（笑声）（発言する声あり）（「そんな話あるかよ」「ありません」と声あり）特に。
○町長（横山茂町長）いや、特に。（「特にない」「終わり」と声あり）
○議長（小峯聡議長）今まで答えたこと、はい。
○町長（横山茂町長）いいですか。

○７番（長野時敏議員）ありがとうございます。
○町長（横山茂町長）今回無くなるその中央バスのるもい号は、そればかりじゃなくて、この高速を走る高速バスは、他の路線もありますので、そのこともひっくるめて総合的に可能性のあることは我々は挑戦していきたいというふうに思います。以上です。
○７番（長野時敏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）それでは続いて、同じく長野議員。沼田っ子が輝くスクールカウンセリング体制の構築をについて質問してください。
○７番（長野時敏議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。
○７番（長野時敏議員）それでは、２つ目の質問になりますけれども、午前中の教育行政の教育長からのお話にもありましたように、沼田っ子の活躍、よく分かりましたし、心強いなというふうに思いましたし、まだ私、はっきり見てはいないんですけれども、学力の方もすごく伸びて、よい結果が出ているというふうなことで、後日教えていただきたいと思うんですけれども、先生方の努力や教育委員会のリーダーシップなど、目覚ましい成果が上がっているんだなというふうに思います。その一方ですが、全国の小中高等学校にスクールカウンセラーが配置されるようになって３０年近くなりますが、その実態は十分とはまだまだ言えません。導入期には、私、教頭をやっていましたので、なかなか先生方とうまく馴染まなくて、あの人は何しに来ているんだろうだとか、スクールカウンセラーも学校に入ってちょっと戸惑っているようなこともあったんですけれども、約３０年を経て少しずつ変わってきたことを感じています。
［長野議員　テレビモニターに資料を映す］
このグラフなんですけれども、この１０年間で不登校の児童生徒が１２万人から３５万人に増えていると。約３倍ぐらい増えています。児童生徒数はもちろん減っております。沼田の子供たちがそうだということを私は言っているわけではありません。ただし、沼田小中学校では、月に１回当たり４時間、多くても月に２回の限られた時間での勤務相談体制になっています。全道的には配置時間がさらに短い傾向があり、札幌市１週当たり１回７時間。７時間を約４０週と考えると、２８０時間になるのかなというふうに思います。全道的には配置時間が短い傾向があり、地域の格差が顕著になっています。多くの場合、不登校などの問題は、あるとき突然不登校になるというよりも、日々の学校生活の中で子供なりの様々なサインを出しながら、それらが積み重なって最後に学校に行けなくなってしまうというケースが散見されます。子供が思い詰めて学校に行きたくない。体調不良で行けない状態になってからスクールカウンセラーが対応するよりも、早期に先生方とスクールカウンセラーが現状を共

有して、協力できる体制があれば、より児童生徒や保護者に優しい支援になるのではないでしょうか。スクールカウンセラーの業務は年々多様化していると聞きます。児童生徒の直接なカウンセリングだけではなく、保護者への支援、教職員へのコンサルテーション、事件事故発生時の心理的ケアなど、その役割は広範囲に及んでいます。繰り返しますが、沼田小中学校が今大変な状況にあると私は言っているわけではありません。ただ、限られた時間内でこれらのことに対応するには限界があります。問題解決のために教職員とケース会議等の話し合うための時間の確保も必要です。全国的に見ると、一部の自治体ではスクールカウンセラー派遣を拡充するなど、支援体制の強化に乗り出しています。北海道においても少しずつ配置時間を増加させ、人材育成のための予算措置も徐々に進められていますが、改善には至っていません。そこで、名実ともに子育て日本一の町にしていくために地域間格差の解消を図って、沼田町の子供たちが支援を受けられる体制づくりを進めていく必要があると考えますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。先ほど、札幌市の場合は、約、仮に７時間掛ける４０週と掛けて２８０と単純に計算しましたけれども、沼田の場合は月に１回か２回、仮に１５回と考えると１５回掛ける４時間と考えますと、約６０時間ということになりますので、かなりの格差、そして相談の時間で終わってしまうような気がするんですね。最近、あの子ちょっとこうだけども、どうなんだろうかということで、スクールカウンセラーと先生方、保護者で事前に話し合う時間というのは到底得られないんだろうなというふうに思います。現状が素晴らしいのは、先生方の個人の力量に負うところが大きいのではないでしょうか。体制として予防していく必要があります。また、私たち必ず小中学校での思い出がありますので、その時いろんな先生がいたと思うんですね。先生方が異動してしまってぽっかりこう穴が空いて、あの先生がいればなということも経験の中で分かるのではないでしょうか。そういう先生方の異動にも、このスクールカウンセラーの体制がしっかりしていれば対応できると思います。それで２つ目の質問です。今後教育委員会から出ていました卓球留学プロジェクトなどによる児童生徒の環境の変化や、新たな人間関係などの悩みも想定されます。沼田町の独自の財源を使ってでも、沼田っ子が輝くスクールカウンセリング体制の構築を望みますが、教育長の見解をお願いいたします。以上です。

○教育長（三浦剛教育長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、教育長。

○教育長（三浦剛教育長）それでは、私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、まず現在のスクールカウンセリングの体制の現状について申し上げさせていただきたいと思います。昨年、令和７年度の状況ですが、中学校においては北海道教育庁のスクールカウンセラー活用事業、これは国庫補助事業でありますけれども、により１名の派遣をいただいております。この中で延べ１５日間の６０時間のカウン

セリングを行っております。また、小学校につきましては、沼田町独自の財源、これはふるさとづくり基金を活用しておりますが、これによって延べ１２日間、４９時間のカウンセリングを行っているところであります。質問にありますとおり、月１回当たり４時間程度、多くても月２回程度となっているのが現実であります。内容についてもその相談内容は多様化しておりますし、児童生徒へのカウンセリングだけじゃなくて、保護者への支援や教職員への助言、援助など、多岐にわたる活動を行っております。先ほど質問の中で、子供たちのサインですね。私が感じているのは、カウンセリングにつなげるまでの子供たちのサインをいかに気づいてあげられるのか。そこに尽きるのかなというふうに感じております。そういった中で、学校ではこのカウンセリングのほかに、議員も承知しているかと思いますが、児童生徒の抱える様々な課題に対応するために、学校生活の満足度を図るｈｙｐｅｒ－ＱＵですね。による校内での分析結果の共有や検証、また同じようにいわゆるいじめ調査、嫌なこと調査も、これはｈｙｐｅｒ－ＱＵもそうですけれども、それぞれ年２回ずつやっております。またスクールカウンセラーが中学校に入学する際に、担当、カウンセラーが代わりますので、中学校入学時には中学１年生全員を対象にカウンセリングを行っています。生徒一人一人の状況を把握するということを目的としています。また、町長部局とも連携させていただきまして、学校、教育委員会、教育関係の機関だけじゃなくて、福祉部局や福祉関係機関とも日頃から連携しまして、必要に応じてケース会議を開催するなど、支援とその後のフォローアップを継続して行っている状況であります。資料の提出をいただきました令和４年度の学校保健統計調査によるスクールカウンセラーの配置状況については、全国的には人材不足によりスクールカウンセラーを確保することが今容易ではないというふうにお聞きしています。また、スクールカウンセラーの多くは、１校だけじゃなくて多くの学校を駆け持ちしております。そういう状況から勤務時間も今増やす状況も難しい状況にあります。本町におきましては、現在のところスクールカウンセラーを増員しなければならないというような状況には今のところ至っていないのかなというふうに感じております。現在の配置に加えて、現状の学校内での情報共有や、先ほど申し上げましたｈｙｐｅｒ－ＱＵの活用、関係機関との連携を組み合わせながら、必要な支援を確実に届けることが重要であると考えております。そのような中で、現体制では対応が難しい事案が発生した場合には、北海道教育庁を通じてスーパーバイザーの派遣、あるいはスクールソーシャルワーカーの要請を行うなど、外部の専門人材も積極的に活用し、児童生徒や保護者が必要な支援を受けられる体制づくりを確保してまいりたいと考えております。２点目の沼田独自の財源を使ってでもという点でありますけれども、今、小学校のスクールカウンセラーにつきましては、独自財源で来ていただいております。長年にわたり信頼できるカウンセラーであり、学校や保護者との信頼関係を今築かれている

ところであります。今後、卓球留学プロジェクトなどによる環境や人間関係の変化も想定されますので、児童生徒の状況を見ながら、引き続き２人のカウンセラーや、更に必要であれば関係機関と連携しまして、必要な外部の専門機関なども活用しながら、児童生徒や保護者に寄り添い、沼田っ子が安心して学び輝けることができる支援に努めてまいります。参考までに今スクールカウンセリングしている児童生徒数ですが、小学校で３名、中学校で１名となっております。以上であります。
○７番（長野時敏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。
○７番（長野時敏議員）はい。ありがとうございました。なかなかスクールカウンセラーが都市部に集まって、地方はなかなかこう配置できない現実がある中で、時数を少なくしたり、他校に跨って行くというような現状があるんですよね。教育長、必要であればということだとか、現体制では大丈夫だということではあるんですけれども、繰り返しますけれども、現状がいいというのは、先生方の力に負うところが大きいと思うんですね。やはり学校の先生というのは異動して行きますので、いろいろなことが、ＳＮＳの問題だとか、地方都市だから大丈夫だということがなかなか通用しなくなってきていることがあるんですよね。そういうことも考えたとき、そしてまして卓球留学プロジェクトという大きなプロジェクトの成功を願ってはいますけれども、そういう時に大きな子供たちの流れだとか環境の変化を考えたとき、今、特に必要がないと言ったらあれですけれども、波風が立っていないから大丈夫だという考えだと、何か起きた時にやっぱり取り返しのつかないことになるんじゃないかなと。最悪を想定して準備をしていくことが、沼田っ子が輝くスクールカウンセリング体制の構築ということにつながると思いますので、同じことを聞くことになりますので、これ以上は難しいのかなとは思うんですけれども、教育長もこのことは御理解されたと思いますので、この今の状況でスクールカウンセラーの方が、先生方とのケース会議だとか、それから先生方へのレクチャーをするだとか、対子供の時間だけでも私は結構少ないと思うんですけれども、この時間の中で事足りているということと受け止めてよろしいですか。それからこれからもそうなんだということで考えてよろしいですか。
○教育長（三浦剛教育長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、教育長。
○教育長（三浦剛教育長）はい。まず申し上げさせていただきたいのは、長野議員が言われるように、先ほど私が、今、取り組んでいる状況を説明させていただきましたけれども、そういう状況であるから問題ないんだという認識ではいません。もちろんその前に、今、お話をさせていただきました、やはり今、見えていない部分をどのように拾ってあげるかというところが大事なところかなというふうに思っております。

それに向けてのそれぞれの調査を行っているという意図で説明いたしたつもりでありました。そういった段階を踏まえて、更にカウンセリングが必要だということであれば、そのカウンセラーのお力を借りる、あるいは更にその上の専門機関の力を借りるということにつなげていきたいなというふうに考えております。まず前段の子供たちの変化に気づけるように、それはカウンセラーが気づけるところもあるんでしょうけれども、何よりも日頃から一緒にいる先生方が真っ先にその変化に気づいていただけるのかなという感じがしますので、先生方の負担を議員も心配されるところはあるかと思いますが、まずはその段階から入らせていただきまして、子供たちにとってのよい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○７番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○７番（長野時敏議員）１年間に６０時間程度しか入らないカウンセラーが、日頃の子供たちの変化を掴むということは不可能に近いと思います。相談に来たことに、子に対しては、専門的な乗り越え方を話しをすることはできると思いますが、その辺り教育長も必要性はあるというふうにお考えのようですから、今後、体制で要望していくことも検討していかなければならないのではないかということを教育長にお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（小峯聡議長）答弁は要らないですね。

○７番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号６番、伊藤議員。バス転換道路の安全対策をについて質問してください。

○６番（伊藤淳議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。

○６番（伊藤淳議員）はい。６番、伊藤です。私の方からは、バス転換後の現在の道路の安全対策をということで質問をさせていただきます。今年の本年４月よりＪＲ留萌本線の廃線に伴いまして、バスが主要となる公共交通機関の運行が始まりました。沿線自治体では、開業まで、運行に至るまで度重なる協議を行い、運行に至るまでの準備を進めてきたところでございますけれども、ＪＲが廃止したことによって、やっぱり町が取り組むべき姿勢としては、ＪＲの時よりも利便性を上げるんだというようなことが必要かなというふうに思っております。そのために何が必要かということで、そのうちの一つであることかもしれませんが、運行開始後の道路の安全対策ということで、主に冬期間の話でありますけれども、させていただきます。令和８年度の予算特別委員会において、担当課、産業創出課の課長の方にも同様のお話をさ

せていただきました。４月からの運用で、月日はまだそれほど経ってはいないということももちろん承知で伺うわけでありますけれども、沼田町はそういった会議の場で、そういった意見も取り上げていただきながら、年に数回行われる関係市町の会議において、安全性の確保の必要性を提案をしていただいたというふうに聞いております。担当課長、職員の方には御苦労いただいているというふうな思いでございます。そういったことでありますけれども、各関係市町の認識の温度差も一方であるのかなというふうにも思っております。全国各地、世界と言ってもいいかもしれませんけれども、突然大雨が降ったり、干ばつになったりということで、異常気象の影響を受ける昨今、生活や通勤通学の基幹道路の除雪体制の確保ですとか、防雪柵に対する、夜、雪対策が求められているというふうに思っております。このことは沼田町だけではなく、主要となるバス路線全体を見通した安全と運行の確保が必要と、くどいようでありますけれども、そういうふうに思っております。あわせて、吹雪や何かであっても、やっぱり救急車などは走る必要があるわけであります。救急などの緊急性のある車両が走行できる道路の確保も重要であるということで、北空知の中核病院、また災害指定病院であります深川市立病院に繋がるバス路線、これを基軸とした道路の安全性を関係市町で検証することが大事。そして、その検証した結果を整備する、その環境を整えていくということが必要であるというふうに考えますので、２つの質問をさせていただきます。留萌本線が完全に廃止となり、深川方面の往来を生活道路としている町民にとっては、これは学生、それから会社の方々、それから病院に通われている方々、いろんな方々がいらっしゃると思いますけれども、特に冬期間においての防雪柵の設置などについての要望は、沼田町民にとって以前からあるというふうに思っております。実際に私も、道路は通れるんだけれども、地吹雪がひどくて路外に転落してしまっただとか、吹きだまりに突っ込んでしまっただとか、そういった話もありますし、今まではＪＲで朝、子供が行ったんだけれども、帰りにＪＲが止まっちゃって、どうしても迎えに行かないといけない。やっぱり子供たちを家に帰してあげたい。皆さんがやっぱり家に帰りたい。猛吹雪の中も、そんな時には外出しない方がいいと思いますけれど、多少の道路が通れるような範疇のときには、視界の確保や何かに努める必要性、それがもし対処できるんであれば、それは行った方が私はいいんではないかなというふうに思っております。そういった沼田町民の思いをそういった関係市町が行う会議体の中で、そういう理解は得られているのか、もしくはこれから理解を得られようとする意思はあるのかどうかを質問をさせていただきたいと思います。２点目でありますけれども、そういったことを踏まえながら、関係する市町、バスの運営会社などにより、路線の安全対策や運行に必要な事項、これは調査をしとありますが、そういったものを検証しながら、国や道、そういった道路管理者に、安全性、それから利便性を高める働きかけを行う必要があると考えておりま

すけれども、その２点について質問をいたします。
○町長（横山茂町長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。お答えをさせてもらいたいと思いますが、まず防雪柵の経過について御説明を前段でしておきたいというふうに思いますが、いわゆる札幌建設管理部――旧札幌土現ですね。には、平成２４年度から本町が要望させていただき、沼田妹背牛線の防雪柵の設置についてお願いを始めたのが始まりであります。翌平成２５年度には調査が開始されましたが、当該自治体より、道道沼田妹背牛防雪柵設置計画の見直しを求める住民からの要望が、深川出張所に対して提出をされたというふうに聞いております。その内容については、防雪柵の設置計画が進むと、雪が圃場側に多く堆積され、融雪の遅れ、農作業への影響が懸念、設置を強く反対するものであるというような内容だったそうであります。この状況から北海道においても、平成２６年度以降、御存じかもしれませんが、視聴確保のための自発光式のスノーポールの設置を開始をしていただいて、また、防雪柵についても、一部仮設置による冬期間の状況確認により地元の理解が得られるように進めたが、防雪柵への地元の理解は難しく、設定を低くする夜間除雪、あるいは除雪対策の確保、自発光式矢羽根の設置などで対応していただいている状況であります。それ以降も要望は継続しておりまして、令和３年度には自発光式視線誘導標の設置は完了はしておりますが、依然、防雪柵への地元理解は難しい、今そんな状態が続いているところであります。この間、私の方からも、管轄する首長さん、あるいは管内選出の道議会議員、複数名の方々に対しても要請を行って何度も調整をいただいた経緯もありますが、いかんせん地元沿線の理解がなければ先に進まない、そんな状態が続いているところであります。直近の要望では、防雪柵の地元理解については、当時から年数も経過し、状況も変化していることから、改めて地元の状況を把握していきたいという回答もいただいているところであります。御質問の関係市町協議会において理解は得られているのかということでありますが、既存組織の沼田町地域公共交通活性化協議会、それから北空知地域公共交通活性化協議会においては、年に数回、必要に応じて会議を開催をしているところであります。この地、沼田町の協議会については、今年度３回開催をしておりますが、具体的には冬の安全対策については協議には至っておりません。北空知協議会においても同様でありますが、ただ、協議は行われておりませんが、札幌建設管理部の深川出張所に対しましては、今シーズンから始発バスの運行が早くなりますので、そのことから冬場の除雪体制についてまず協力を要請しているところであります。深川市の方からも、同様に深川出張所に対して要請をしていただいているという状況でありますので、共通の認識はいただいているものというふうに考えております。それから国あるいは道、道路管理者に安全性と利便性を高める働き

かけをどう行う必要があるかということでありますが、併せて防雪柵の設置に関しては、平成２４年度から、空知管内の空知総合開発期成会の要望事項にも含めて要請を行っているところであります。これまで北海道において沼田妹背牛線が防雪対策の必要な路線であるという認識により、それぞれ自発光式視線誘導標の設置など、あるいは除雪に対しましてもそれぞれ注力いただいているところでありまして、進めていただいているところでありますが、冬期通行の安全性向上は、町民の総意でもありますので、最終目標はあくまでも防雪柵の設置として、引き続き我々も要望活動等を行ってまいりたいというふうに思います。これは余談ですが、やはり沿線の方々が理解をいただけなければ先に進まないということで、もし可能なら、私が沿線の方々に御説明をしにあがりたいという話もしたことはあります。ただ、そこまでやはり踏み込んでやれるものでもないという状況でありますことも、併せて報告をしておきたいと思います。以上です。
○６番（伊藤淳議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。
○６番（伊藤淳議員）答弁を聞いておりまして、町長の思いは恐らく私と一緒なんだろうと。設置したい気持ちは十分に伝わりました。そういった中で、他の市町に対して、ここで私が何かできることもないし、言う立場にもないというふうに思っておりますし、町長が言われたように、それぞれの市町に事情があってハードルは高いんだろうなと。そこを何とか解決するための道筋を、これはやっぱりそこに命が、大げさかもしれませんけれども、命が掛かったり、その車が壊れてしまった。そういった部分では、それぞれに負担が生じるようなこともあるわけでありますから、何とか町長には継続して対応していただきたいというふうに思っておりますし、私がこの質問で一番何を言いたいかというと、やっぱり実際に困っている人がいるんだと。実態のそこの検証を、これは１年や２年でその年の冬の状況が変わりますから、出来ないかもしれませんけれども、もう今までの過去の経験や、皆さんが車を乗って経験しているのはもう間違いないことだと思うんです。そこの実態の把握、それをどういうふうに改善していくかということを、是非それはハードルが高いのは分かっていますけれども、進めていただきたいという思いの中で、もう一度町長に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。御理解はいただけるものというふうに思いますけどもね。とかく何かあってからでは遅いわけであって、そのことを考えると、我が町だけの町民が利用しているわけではない。当然、近隣に住みながら、我が町にも通う人もいるでしょうし、いろんな方々が利用する道路でありますのでね。そのことを考えると、

とかく改善をするために根気よく理解をしてもらう。その要請活動と併せて、やはり沿線の方々への理解を深めてもらうためのそういう努力はしていきたいというふうに思います。以上です。
○６番（伊藤淳議員）はい、終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号９番、上野議員。今後の安定した農業経営のために必要な施策について質問してください。
○９番（上野敏夫議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。
○９番（上野敏夫議員）９番、上野です。私から、今後の安定した農業経営のために必要な施策について町長にお聞かせします。――お聞きします。ごめん。それで、昨年は米価が高くて、これならまだ農業をやっていけるなというこういう明るいイメージがあったんです。そうした農地を守れるなってそういう明るい気持ちがあったんです。そのことによって期待していたんですけど、先月、２０２６年産の北海道米の概算金が示されて、「ななつぼし」が１万７，０００円、「ゆめぴりか」が１万８，０００円と発表されましたね。本当に昨年の価格と比べると４０％の大きな引下げに農家は動揺が広がっています。本当にこのことによって、農家の人方が本当にお米を作り、稲作、沼田町の基幹産業の農業を、お米を作ることで町の景観、稲が景色、稲の取れる姿、景色、沼田町らしい景色が、このままでは続かないような気がしまして、私がこの質問をしているんですけどね。本当に、今、農家の方がお米の収穫、本当に真っ盛り。本当に期待をして、怪我をしなく無事に収穫を終わるように頑張っている現状です。それに、今、私が米を収穫して、９月９日に籾を摺って、それを農協の検査をしたら、そこには砕け米とか胴割れが０．４％、これは０．５％になると等級が落ちるそうです。この段階ではまだ何とかなるんでしょうけど、茶米だとかあったり、くず米もそうですけどね。結構、まだ収穫が終わっていませんから、正式的なその品質的なものは言えませんけど、この検査した段階では、ちょっと心配な等級が――等級ちゅうか、心配な品質があります。それで、ちょっと収量の話も心配ですし、さらに今年になって、先ほど鵜野議員が質問したように、分かっているように、いろんなものは物価高騰の中で本当に大変な状況です。さらに、今ここに書いてあるように、２０１７年、農家戸数は１６０戸ありました。これは農業や、主にやっている方の数字です。ところが、２０２６年、今年は１３０戸。３０戸の農家が何らかの事情で離農しています。このまま米価や農業経費の増加によって離農が増えるのではないかと懸念しています。そこで、農家の皆さんが今後とも沼田町で安心して農業経営ができるために、行政、沼田町長、それで農協と、今後必要な施策についてお聞きさせていただきます。まず１つ目として、農家戸数が３０戸減少したことについて、横

山町長、一次産業は大事だという考えは分かりますけど、町長としてのこの３０戸、この単年度で３０戸減少すると。このことについて町長の、その沼田の農家、一次産業についての考えをまずお聞かせください。それと２番目に、収穫期の農家にとって建設以来３０年を経過するスノークールライスファクトリーのことです。これは沼田町の基幹産業の生命線の一つであります。今年のように１日の受入れが、昨年の７５０トン受け入れたんですけど、今年から７００トンに変更になりました。ということは、農家の人が思うように出荷できない。というのは、法人化だとか大規模経営が増えた中で、それぞれの農家の保管する場所が限られています。このように何というか、逆行するというか、恐らく７５０トンが８００トン、９００トンまでの処理能力が上がるようなことをやることが、この先大事でないかなと思っています。それに、今３０年もたったライスファクトリー、３０年前の機能と今のその最先端、例えば近場で深川のマイナリーとか、ああいう施設であれば、結構それなりの倉庫だとかいろんな施設が完成されていて、新聞によりますと、本当に約３０万トンの籾、これが９月いっぱいで農協にみんな集まるという状況なんです。ところが、沼田の場合は、今、沼田は約、米の俵数でいくと３２万俵なんですよね。そうですね。――沼田は３０万俵でした。すみません。深川が３２万俵でした。これは沼田のファクトリーは、秩父別町からも入っておりますからね。その合計の俵数、合計のキロ数を俵数で割った数字になったんですね。だから施設のその能率を上げるようにしたらいいかなと思っています。その辺の町長としてのそのファクトリーの効率いい集荷、農家の人の集荷をできるようにしたらいいと思うんです。その辺もお聞かせください。それと３つ目、沼田の基幹産業である農業が安心して農業経営ができるよう、例えば固定資産税、規模拡大することによって、いろんな倉庫だとか乾燥施設とか設備投資、もちろん車、機械、いろんなものが必要です。それによって固定資産税が結構支払っていると思うんですよね。それについて、例えば１年間なりに限って固定資産税を町の企業にとっても減免をしたりしていると同様に、農家にもその固定資産税減免の措置をしたり、それと経費の高騰化、あと農協や行政からの施策をそのようなことを施策を考えると思いますが、町長としてのその考え方、これをまずお聞かせください。

○町長（横山茂町長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。お答えをしておきたいと思いますが、今ほど質問にあった３０戸の減少、単年度というふうなお話をされていますが、これは１０年間の誤りでよろしいですね。

○９番（上野敏夫議員）そうです。

○町長（横山茂町長）はい。

○９番（上野敏夫議員）そうですね。はい。

○町長（横山茂町長）農家戸数が減少したことによる考え方というふうなことで聞かれておりますが、離農の要因というのは様々な状況があろうかと思います。現状、今の状況からすれば、農業者が減少することによって、例えば遊休農地が発生するだとか、地域コミュニティが維持できないだとか、そういう状況に陥っていく可能性は無いわけではない。なので、そういう影響が出てくる可能性はあるだろうというふうには認識はしているところであります。ただ、現状では農業委員会の御尽力もいただいて、遊休農地は我々の町内においては発生はしていないというふうに受け止めておりますが、今後、国の農業施策の改正によるもの、あるいは今後も米価の先行きの不安により、今後の動向については非常に危惧をしているのも実態であります。２点目でありますが、この点については、昨年１日に７５０トンの受入れが出来たのが、今年から７００トンに変更となったというふうに我々も聞いております。荷受け時間については同じ７時から５時――１７時までということで変わりはないのですが、昨年までは計量の終わる時間が１９時半から８時半頃までかかっていたというふうに聞いています。それを何とか６時――１８時までに終わらすことを考えた上で、なぜかというと、その人手不足、それから時間外勤務の関係など、そういう軽減を図るために働き方改革を行うというふうなことで、この数量の変更が行われるというふうに聞いているところであります。なお、指定管理受託者である北いぶき農協からは、荷受けラインのその搬送設備増強を含むスノークールライスファクトリーの改修計画の提出を受けておりますが、計画需要合計の今の超概算の数字ですが、１０億円を超える規模というふうに聞いておりますので、町の財政状況も考慮しつつ、今後補助事業の活用を含めて北いぶき農協との詳細な打合せ、協議を行ってまいりたいというふうに思います。具体的な計画は、荷受けライン搬送設備増強事業などが含まれておりますが、課題解決にはその施設の改修だけでは済まないようであります。いわゆる倉庫への搬送を委託する民間企業においても、人員の確保、労働環境の改善に苦慮している状況というふうに聞いておりまして、施設改修のみだけではなくて、川下を含めた一体的な検討など、改善に向けては多くの課題があるというふうに聞いておりますので、現場における実情を改めて調査の上、対応策を考えてまいりたいというふうに思います。最後に、何らかの対応策ということでありますが、この点は先ほども鵜野議員さんの御質問にもお答えしましたが、今、現状としては収穫真っ最中であります。ですので、収量・品質等々状況がまだ見えない部分もありますし、改めて今後の追加払いだとか、あるいは国、北海道などの更なる支援策だとか、そういう状況を踏まえた上で検討を進めてまいりたいと思います。以上です。
○９番（上野敏夫議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。
○９番（上野敏夫議員）農家戸数、私が言葉で短く単期と言ったのは申し訳なかった

ですけど、確かに３０戸減少したということは確実なんでね。この１０年間で、今、ぬまたアグリファームという課がありますよね。課ちゅうか、新規就農者を目指す課。この１０年間にその新規就農、アグリファームが手掛けた新規就農者は何件あるのか。アグリファームの機能について、ちょっと実績ちゅうか、１０年間で何件農業をやり始めたのか。それと、今、町長が、ファクトリーのライン率が１０億円かかる。これについてはすごくありがたい言葉だと私は思っておりますし、それに今一番そのファクトリーでトン数が減って、働き方対策で１８時である程度終了したいという気持ち。こういうふうになると、本当に何というかな、人が不足。であれば、行政が地域おこし協力隊という言葉を使っていいか分からないけど、何らかの形で行政として人を派遣する、支援員に委託してね。何かそういう農協にできたら、どんな形でもいいから、ファクトリーと農協の運営に沼田町から派遣できないのかな。それと、今、米価が下がって、更に今度ファクトリーの使用料。昨年までは、消費税が別ですね。３６０円から、来年から５６４円になります。これで消費税を入れていくと、約、そうですね、２０ヘクタールを作っていれば、約２００円ですから、１０俵だと１００万円ぐらいのその――１００万という総額ですけど、大体４０万円ぐらいですか。２，０００俵を出したらね。４０万ぐらいの経費が増えますよね。ですね。それで、そのファクトリーの１俵当たりの試算も増えますので、そういうことを加味した中で、町として１年間だけ２００円のその増額も面倒を見るということをしたらどうかなと思うんですけど、その辺の町長の考えをお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）いいですか、質問は。

○９番（上野敏夫議員）いやいや、もうちょっと話したい。（笑声）もうちょっと聞きたいんだが。

○議長（小峯聡議長）質問してください。

○９番（上野敏夫議員）また別なことで聞きたいの。続いて、それと町長、沼田のその農家の人が、納屋に長期間保存せなきゃならない。このことについてどうしてそうなるかというと、沼田の農協に仮置きするような倉庫がないんですよ。それで、隣の北いぶき農協だけど、この辺の秩父別町では約１０億円をかけて倉庫を建てる。これは行政と農協と半々折半して過疎債を使って行う。町長はこれを知っていると思うんですけどね。そういうことを私が聞いた中では、沼田町もその一次産業の農家のために倉庫を建てて、コンテナ１基、何ぼでもいいから払ってもいいから、農家の納屋に保管しなくても受け入れるようにしてあげるべきだと私は思うんですけどね。それに、町として、町長として倉庫を建てるという、秩父別みたいに建てるという方向の考えはないんですか。その辺のことをお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）ちょっとごめんなさい。

○議長（小峯聡議長）はい。
○町長（横山茂町長）今３番目に言われたことをちょっと理解しかねるので、そのお金が増えるとかという話。
○９番（上野敏夫議員）施設の負担金かい。
○副町長（菅原秀史副町長）いやいや、あれじゃないですか。ファクトリーの利用料の話ですね。１戸当たり２，０００俵を出したら利用。そのお話で応援しないかという質問じゃなかった。
○９番（上野敏夫議員）来年からの施設利用料。
○副町長（菅原秀史副町長）はいはい。
○町長（横山茂町長）ああ、そういう話。
○９番（上野敏夫議員）うんうん。施設利用料、１俵当たりの単価。
○副町長（菅原秀史副町長）２，０００俵で５００円だから１００万。
○９番（上野敏夫議員）そうそう。はい。お願いします。
○町長（横山茂町長）まず、今たくさん質問をいただきましたのであれですけど、全くの新規就農というのは、なかなか今数字は押さえていません。ただ、雇用就農ですとか、そういう部分では何人も新規はいるというふうに思っていますが、いわゆる個人経営の新規就農という環境で入ってきた方は、この１０年にはいないんじゃない。はい。と思います。ただ、今現在も研修中で働きながら対応してくれている子もおりますのでね。それは引き続きアグリファームとして力を入れて、今後の新規就農者を確保していきたいというふうに思っています。それからファクトリーのその人が足らないという話、これもどうなんでしょう。我々、ＪＡさんから聞いているのは、生産者の方はもっと出したいというような声は聞いているが、いわゆる施設運営委員会については理解をいただいているんだというそういう話を私たちは聞いているんですよね。なので、そこを一足飛びで我々が出すとか出さないとか、そんな話をここでするべきものではないかなというふうに思いますのでね。その点がもしそういう状況であるならば、それはまず運営をいただいている農協さんの方に働きかけをしてみるということも必要なんじゃないでしょうか。それと利用料。利用料については、これは条例の中で金額を上限設定されていまして、改正をするのであれば当然条例も改正しなきゃいけないということがまず１点。今３６０円だったかな。（「そうそう。税ですね」の声あり）３６０円の費用が仮に５００円ということであれば。（「６００円ですね」の声あり）それに対する何らかの支援を考えてほしいという話でありますか。そのことも含めて、具体的な中身については我々も直接まだ話を具体的に聞いていませんでね、そのことも踏まえて協議をしたいというふうに思います。それと最後に倉庫。秩父別さんの方で考えているようだという話は聞きました。具体的にうちの方に正式に倉庫を建ててくれという要請はまだ正式には来ていませんのでね。

そのことをひっくるめると、今後、先ほどのファクトリーの改修計画には入っていませんので、倉庫はね。だからそのことを踏まえると、当然大規模な費用に必要になってくるわけでありますから、そのことも踏まえて一緒に議論をしていかなければいけないかなというふうに思います。以上です。
○９番（上野敏夫議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。
○９番（上野敏夫議員）はい。アグリファームは今のところゼロだけど、何か将来は就農するような力を入れているようなことを聞いて、まず一安心して、できるだけ新規就農を目指してほしい。それと町長が今、７５０トンから７００トンなった、人がいなくてね。とにかく時間を短くするから人がいないということで、そういう１日処理能力を下げざるを得ないって。これは私は時代に逆行していると思います。だから人がいないんであれば、人を確保できるように行政も応援してあげてほしいというのが私の考えで、町長もその辺の人の確保をもっと農協と、何ぼその指定管理をしているからといえども、やっぱり町長として一次産業のファクトリーをスムーズに受け入れるように、町長としてその人の支援をしたらどうかな。それと、ファクトリーの１俵当たり税込み２２４円上がるんですよ。それは今後町長も農協と、条例の改正をするから出てくるということで前向きな考えでね。そのぐらいはちょっと何とか面倒を見れるような考え。それと倉庫、これは、今町長は本当にまだ正式な要請がないと言うけど、要請があったときにはそれは町としては、隣の秩父別のような考えがあるのか、もう一回お聞かせください。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）まず人の支援ですね。これは、先ほどもお話をしたように、農協さんで足りないうんぬんという話ではなくて、いわゆる出口。いわゆる倉庫から倉庫への移動について、私が聞く限りですよ。民間の企業に委託をしているその出口がなかなか難しい部分があるので、そういう部分をひっくるめて対応していかなければ改善できないというそのようなお話ですので、そういう部分もひっくるめて何らかのそういう要請があれば我々も考えなきゃいけないかもしれませんが、その点については御理解いただきたいと思います。それと……（「施設利用料」の声あり）施設利用料については、倉庫もそうですね。その具体的にここでどうこうという話はできません。先ほども同じように言ったように、今、スノークールライスファクトリーに今後何年間かで１０億単位のお金が掛かってくる。それ以外に費用も倉庫代、倉庫整備費用としてかかるのであれば、当然それは十二分な調整を図った上でなかったら対応できないかと思いますので、そのことも踏まえて今後十二分協議をしたいと思います。

○９番（上野敏夫議員）はい。ありがとうございました。終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号２番、篠原議員。地域の防災力を高めるためにについて質問してください。
○２番（篠原暁議員）議長。
○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。
○２番（篠原暁議員）はい、２番、篠原です。まず地域の防災力を高めるためにということで最初の質問をしたいと思います。御存じのように、今年、熊本地域で１０年振りにまた大きな地震の被害がありました。その後も各地で連日のように発生している線状降水帯による大雨被害と、全国で本当に深刻な自然災害の被害が相次いでいます。特に熊本では、１０年前の経験をどれだけ生かしたのかというふうに、何を準備してきたのかなと疑いたくなるような悲惨な状況が報道でも見ることができました。劣悪な床に雑魚寝をしているような環境があったり、プライバシーの保護もされていないというような状況が多々見られたわけですけれども、本当に避難生活における快適性や安心感の確保という部分で、改めてこれは本当に重要な課題であるという認識を新たに高めた出来事だったかなというふうに思います。我が沼田町においては、プライバシー保護のために、テントだとか、それから段ボールで作った簡易ベッドだとか、そして非常食についても段階的に備蓄が進められているほか、送電網の喪失、いわゆるブラックアウト、過去に胆振東部地震で経験しましたけれども、その経験を生かして、そこを踏まえて発電設備を備えた公共施設ですとか防災対策が、過去の経験を生かして段階的に進められているという点で非常に評価をしています。しかし、一方で、町全域に及ぶような大規模災害が発生をしたと想定した場合に、現在の備蓄量、また設備が十分に機能するのかどうかという点にまだ心配が残っていると思われます。そしてそれ以上に問題なのは、避難所を円滑に運営していくために地域ぐるみで支え合う自主防災組織の結成がなかなか進んでいないと。その点に依然大きな課題を感じます。町の方でも再三立ち上げを呼び掛けるということが行われているというふうに理解していますけれども、結成に向けた動きがいまだ十分に進んでいない状況があるようです。そこで、町民の命と避難生活の質を守るという視点から、町長に以下の２点について伺いたいと思います。まず１つは災害時の備蓄品。現在の状況ですけども、食料ですとか、簡易ベッドやプライバシー用のテントなど、町全体の想定避難者数のうち最大何名程度、これが何日間滞在できるだけの量を確保できているのかということについて、まずお伺いをします。２つ目、自主防災組織のことですけれども、なかなか結成が進んでいないということについて、町ではどのように要因分析を行っているか。また、今後どのような具体的な支援を進めていくというふうに考えているのかという、以上２点をお伺いしたいと思います。よろし

くお願いします。
○町長（横山茂町長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。お答えをしたいと思いますが、まずは今朝ほども申し上げましたが、この７月に発生した熊本地震で被災を受けた皆様方に改めてお見舞いを申し上げる次第であります。日本各地で、特に近年は地震や豪雨、そんな状況から非常に多発している状況であります。我々としても地域の防災力の向上は非常に重要であるというふうに考えておりまして、それを踏まえた上で、１つ目のまず質問でありますが、災害の備蓄品についてであります。まず食料品で言えば、現状においてアルファ米で５６８食、それから保存食で１４７食、エネルギー補給食品で８４０というふうになっております。その他飲料水あるいは粉ミルク、それから段ボールベッド、段ボールの間仕切り、パーティションなども、衛生用品もひっくるめて用意をしているところであります。今年度の予算において、ベッド、さらには食料品も増やす予定であることを申し上げておきたいというふうに思います。しかしながら、これら防災備蓄品は災害の種類、それから規模によって想定される必要量が異なるかと思います。ですので、これも日頃からお願いはしているところでありますけども、家庭での防災備蓄、最低３日分についてもお願いをさせていただいている、そんな状況であります。本町の災害発生時に避難者想定数をどうなるのかということで、これはあくまでも想定でありますが、沼田砂川断層を震源とする地震が発生をしたとした場合、避難者は最大８２０名程度はいるであろうというふうに算出されています。そういう状況からこの最大値８２０名という方々の食料最大値を確保するとしたら約８，０００食近くが必要というふうになりますので、これを一つの目標として、現状としては少ない状況でありますけれども、備蓄量を増やしていくべきというふうに思っておりますし、ただ、備蓄の食料については当然賞味期限がついておりましてね。期限切れに伴う買替えを年次計画のもと、負担額を一定定度平準化できるようなそんなことも考えていかなければ、後々の負担に繋がってしまう、そんなふうにも思っているところであります。それと同時に食料品の確保については、各自治体、それから民間事業者・事業所と、町では現在２７の災害協定を行っておりまして、うち９件で物資供給に関する協定を行っているところであり、災害発生時に必要な物資を調達できる体制づくりも整えているところであります。それからもう一点が、我が町の強みである雪の科学館においては、米のストックも行っており、炊き出しの体制が整えば十分な人数への食の供給は可能と捉えております。今後は、日赤奉仕団で、あるいはキッチンカーとの連携なども含めて体制づくりに関しても具体的に検討協議を進めていきたいなというふうに思っているところであります。いずれにしても、町として地域防災計画、それから避難所運営に関する計画を踏まえた中で、食料品、それか

ら衛生用品、それから簡易ベッドなど、避難生活に必要となる資機材を含めた備蓄に努めているところであり、今後も継続して計画的に取り組んでいく所存でありますが、災害時の備えについては、これまでもお願いをしているとおり、行政による公的備蓄だけではなくて、全ての需要を賄うのは非常に難しい部分も出てくる場面もありますので、そのためにも町民の皆様に家庭内備蓄、あるいは事業所等々の協力、いわゆる自助・共助・公助という考え方が非常に重要でありますので、このことが御質問の趣旨である地域の防災力の向上に繋がるというふうに考えておりますので、この意識づけについて、これからも併せて啓蒙していきたいというふうに思います。それから２つ目の自主防災組織についてでありますが、御質問にあるとおり、全ての行政区で結成されている状況とはなっておりません。その要因としては、地区によって若い方が少なく自主防災組織に関する役員の成り手が不足していること、あるいは残念ながらその必要性が十分に理解されていない町内会によって、様々な事情があろうかというふうに思っているところであります。ただ、自主防災組織につきましては、大災害が発生したときは絶対に必要なものというふうに考えておりますので、住民同士が協力し、それから避難誘導、救出・救護、安否確認など、地域防災力の向上に重要な役割を担うものと捉えています。このことからも町としても設置に向けて町内会にその必要性を理解してもらうため、結成に向けた助言、あるいは更に注力して対応してまいりたいというふうに思っています。最後に、町民に対して防災士資格取得助成に取り組む自治体などもあることから、様々な角度から防災に向けた防災に対する実践、あるいは防災意識の啓蒙普及を検討してまいりますので、議員各位においてもぜひ御協力をよろしくお願いを申し上げ、回答といたします。以上です。
○２番（篠原暁議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。
○２番（篠原暁議員）はい。では、続けて追加の質問をさせていただきたいと思いますけれども、まず防災備蓄品の備蓄量の規模については、やはり今、最大の想定避難者が８２０名ということでしたけども、町長の方から指摘があった沼田から砂川までの断層地帯というのが地質学的にも調査されていて、ただ、いわゆる活断層という形ではないので、いつ動くかというのは学術的にもまだ不確定の部分があるということではあるんですけれども、大きな地震を引き起こすような要因になりかねないことはもう間違いないので、そこに想定して備えをしておくということは本当に必要じゃないかなというふうに思います。それで、当然のことながら順次備蓄を増やしていくとか、今おっしゃったようにローリングストックで更新をしていくということが必要になるわけですけれども、実際にその避難するという事態が起きた時に、その時にやはり足りないと、物資がいろいろな部分で足りないということが当然起きてくることも考えられるんですけれども、そういう時にひどい話、取り合いになるな

んていうことが本当にあっちゃまずいなというふうには思うんですけれども、当然足りないということが想定される状況の中で、その点をどのように配慮していくのかということは、事前にどのように想定しているのかということがやっぱり必要なのかなと思うんですけれども、そこの辺りの事前の想定がどうなっているかを重ねてお聞きしたいと思います。それと炊き出しということがありました。実はこれ私も追加でこのことを聞きたいなというふうに思っていたんですけれども、先に町長の方からありましたので、炊き出しだとか、日赤の奉仕団に協力いただくとか、キッチンカーに要請するとかって、当然そういうことがやっぱり想定できるかなというふうには思っています。特に今回の熊本震災の教訓では、食べるものはあるけれども、毎日毎日菓子パンが出てくる。もう本当に嫌になるというような避難者の声なんかもたくさん聞かれているわけで、健康を維持するためには、やっぱりそういう食もきちっと保証できているということが非常に大事だと思いますので、私の方からもこの温かい食事というのは、本当に辛い状況の中で気持ちも和らぐということから非常に大切だなと思いますので、ここのところは非常に力を入れて取り組んでいただければというふうに私からもお願いをしたいと思います。そして、自主防災組織についてですけれども、今これも町長のほうから防災士をということで、私もこのことについて再質問で指摘をさせていただこうと思っていたものなんですけど、ただ、町内の人の中にたくさんいた方がやっぱりいいと思うんですよね。特定のそういうある程度の役職を持った人とかばっかりじゃなくて。そのためには、防災士のその資格を取るための経費の助成を行うだとか、そういうこともやりながら、たくさんそういう方々を増やしていくと。それが自主防災組織の必要性の啓蒙にもまた繋がっていくのかなという気もします。それで、一番困るのは、町長からありましたように、地域によっては必要性が理解されていないと。これは本当に切実な問題だと思います。実際起きてみなけりゃ分からないということはあるのかもしれないんですけれども、そこのところは、じゃあどう克服していくかということですけれども、やっぱり話合いというか、説得と言ったら変かもしれませんけれども、そういう考え方は、必要ないと言っている考え方の中には、どうしてもいざとなったら行政が助けてくれるんじゃないかというような期待がある。その部分から、自分たちが別にいろんな準備をしていく必要なんかは無いだろうし、それは町のやることじゃないかというような、そんな考えも裏にはあるんじゃないかなという気がするんですけども。そうじゃないんだと、本当に避難所というのは自分たちがやっていかなければならないもんだということをもっともっと理解してもらわなきゃならない。そのためには訓練なんかも当然地域ごとにもっとたくさんやっていった方がいいだろうし、その中で自分たちがやらないと何も動いていかないんだということも理解されていくんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、そのような点を含めて、再度町長のお考え

をお願いします。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）はい。足らなくて取り合いになるんじゃないかと。そのことは、その災害の状況にもよるのかもしれませんが、先ほどの８２０人というのはあくまでも想定値で、最大値を試算されたものです。ただ、その中で通常ですと、その避難所に来られる方、あるいは屋外で車両等で避難する方で、自宅避難という方もおります。そういう状況からすると、そのまま８２０人が避難所に来られるかと言うと、そういう状況ではないということをまず御理解をいただいた上で、食べ物等については何らかの形で対応ができるというふうに思っています。ただ、一番大事なのはやはりトイレ、あるいはその身の回りでいうその生理用品ですかね。そういうものに関しては非常に大変な状況であるということを各地の災害発生時の自治体の方から伝わっておりますので、そのことをやはり重要視した対応をしていかなければいけないだろうというふうに思っています。何よりやはり冬。冬は我慢ができない。寒さを我慢するということはほぼ不可能ですから、そのことを考えると、暖炉というか、ストーブあるいは毛布などのその点については、やはり力を入れて今後対応していかなければいけないんだろうなというふうに思っているところであります。それともう一点のその自主防災組織の設置に向けた考え方、やはり必要性については、事あるごとにその訓練というものは必要だというふうに思っていますし、我々も定期的に大規模な災害を想定した訓練を行って、町民の方々にも参画をしてもらっている取組は進めています。ですが、全町的にそれが伝わっているかというと、なかなか伝わっていない部分もありますので、その点については今後も定期的に町民とともに訓練を行いながら、その必要性について我々としても情報等を発信をしていきたいというふうに思います。以上です。
○２番（篠原暁議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。
○２番（篠原暁議員）はい。最後に、特に自主防災組織をその結成をどう進めていくかという部分について、もう少しお考えを聞きたいなと思うんですけれども、なかなか今までも事あるごとに呼び掛ける、自助・共助・公助ということで言われていますけれども、なかなか進んでいかない。じゃあ、今、言ったように防災士が地域にそれぞれ増えていけば簡単にいくかと言うと、なかなかそうではないだろうなというふうにも思うわけですけれども、やっぱりそういう組織が必要ですよということをもっとしっかり見える形で町民に訴えていったらいいのかなというふうに思うんです。例えばその災害の防災の手引がありますよね。あれなんかはいろんなものを網羅的に情報がたくさんありますので、なかなかポイントを絞って見ることができないん

ですけど、特にやっぱり今そこに自主防災組織というところに絞って、新たにパンフレットを作るなどして広報活動を進めていって、その中で防災士の資格取得なんかも進めていくというようなことを進めていけたらいいのかなというふうに思うんですけども、そういう具体的な取組については何かお考えがあるでしょうか。
○町長（横山茂町長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）パンフレットを作ったから伝わるかというと、それはどうかなと私は思います。やはりその必要性を、１回やって理解するかといったらそうではなくて、それを継続していくことが重要だというふうに思いますので、そのことも踏まえてというか、あってはいけないという話ではなくて、そういうものも活用しながら、より必要性を１人でも多く理解をさせるその努力は、進めていきたいというふうに思います。
○２番（篠原暁議員）はい。継続は大事ということで終わります。
○議長（小峯聡議長）はい。それでは、引き続き議席番号２番、篠原議員。学校における修学旅行費の公費負担をについて質問してください。
○２番（篠原暁議員）議長。
○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。
○２番（篠原暁議員）引き続き、２番、篠原です。学校における修学旅行費の公費負担をということで、今度は教育長の所見を伺いたいなというふうに思うんですけれども、御存じのように物価高騰が依然続く中で実質賃金が下がっている。名目は上がっていても、本当に物価高騰に追いつかないという状況があります。子育て世帯については、特にその経済的負担感というのはもうどんどん増えているというふうに思います。本町では、これまで医療費だとか、それから保育料、そして給食費もありましたけども、各いろいろな子育て支援、無償化に取り組んできて、更には今年の４月からは教材教具の公費負担なども実現しているということで、子育て支援、教育支援については非常に先進的な取組を行っているということは評価できると思います。一方で、最後に教育費で残っているのが、修学旅行が一番大きなものかなというふうに考えるんですけれども、中学校での修学旅行費の補助が一部実現をしているという状況なんですけれども、それで北海道内でもちょっと調べてみたら、幾つか実例があるんですけれども、当麻町とか歌志内市――歌志内は市と言いながら、ほとんど沼田町と同じ規模の町、自治体ですけれども、全額経費を全額負担しているというふうになっています。それで、修学旅行というのは学校教育の中では極めて重要な体験的な学習であるというふうに捉えているわけで、経済状況にかかわらず全ての児童生徒が安心して参加できるような支援体制が必要であるというふうに思います。本町においても、他の自治体の取組を参考にしながら物価高に苦しむ子育て世帯への支

援、子育て教育施策の充実を更に強力に進めていくために、この修学旅行費の全額公費負担制度というのを是非導入してはどうかというふうに考えます。それに当たりまして、以下の２点について教育長の所見を伺いたいと思います。１つ目は、修学旅行費の公費負担に関する町の現在の現状認識についてを伺います。２つ目に、他の自治体の取組状況、今、私のほうで分かっている例もお示ししましたけれども、それを踏まえて本町として修学旅行費のそれの補助導入に向けた今後の考え方についてをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。
○教育長（三浦剛教育長）はい。
○議長（小峯聡議長）教育長。
○教育長（三浦剛教育長）それでは、まず修学旅行費の公費負担に関する現状認識について申し上げます。修学旅行は、学校教育活動の一環として児童生徒が日常の学校生活では得ることができない体験を通して、集団の中で社会性や協調性を身につけ、歴史や文化などについて学ぶ貴重な機会であります。一方で、近年の物価高騰や交通費、宿泊費などの上昇によりまして、修学旅行に係る保護者負担も増加しておりまして、子育て世帯にとって一定の経済負担になっていることは認識しております。こうした状況を踏まえまして、これまでも修学旅行費に対する助成は行ってきております。令和７年度までは、中学３年生の学年全体に１０万円を補助しておりましたが、これを令和８年度から生徒１人当たり２万円の定額助成と見直しさせていただきました。この見直しについては、単に物価高騰への対応というだけでなく、子供たちの学びや成長につながる教育機会を充実させていきたいという考えのもと、教育委員会としても検討をして実施したものであります。次に、修学旅行費への補助導入に向けた今後の考え方でありますが、道内においても修学旅行費の全額助成や一部助成を行う自治体があることは承知しております。また、修学旅行が学校教育活動の一環として実施されているものであることから、経済的な理由によって参加をためらうことがないよう保護者の負担を軽減していくことは重要であるとも考えています。一方で、修学旅行費を全額公費で負担する場合には、毎年度継続して必要となる財源を確保する必要があるということ。また、他の子育て支援施策や教育施策とのバランス、更には今後の児童生徒数の推移なども含め、町全体としての検討が必要であると考えております。本町では、先ほども議員の方からもございましたけれども、これまでも医療費や保育料、給食費の無償化、教材教具費の公費負担など、子育てや教育に係る様々な経済的負担の軽減に取り組んできています。修学旅行費についてもこうした本町の子育て、教育施策の一環として、現在１人当たり２万円の助成を実施しながら、保護者負担の状況や物価の動向、他自治体の取組なども注視しているところです。教育委員会といたしましても子供たちが家庭の経済状況に左右されることなく、充実した教育活動を受けられる環境を整えることが重要であると考えております。

今後も子育て支援と教育環境の充実を一体的に進めていく方向で検討してまいりたいと考えております。以上です。
○２番（篠原暁議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。
○２番（篠原暁議員）はい。今後の検討ということですけれども、今、教育長のお話の中にあったように、確かに財源の問題はあるということは理解をします。他とのバランスというふうなことがありましたけれども、それで言えば、今教育長もおっしゃったように医療費や保育料、それから給食費等々無償になっているものもありますし、それであれば、義務教育を無償とするという教育の理念から言っても、修学旅行も無償であるということが本当は望ましいのではないかなというふうに考えるわけです。それと、今、今後さらに拡充に向けての検討の余地もあるというようなふうに私は今、受け止めたんですけれども、今、実際には中学生、中学校の修学旅行なので３年生ということになりますけれども、１人当たり２万円ということで、これは変わったばかりなのでなかなかすぐにまた次の段階というふうに難しいのかもしれないんですけれども、当面、今のところ中学校だけなんですよね。それでほかのところも見ると、やっぱり中学校も小学校も行っているというところも多いんですけれども、小学校へのその補助というのはこれまで検討されてこなかったのかということをお聞きしたいと思います。
○教育長（三浦剛教育長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、教育長。
○教育長（三浦剛教育長）先に、今の小学校の話からさせていただきたいと思いますが、そもそもこの修学旅行のその支援といいますか、補助に関しましては、バス代金、中学生は道外まで修学旅行に行きますので、そこに係るバス代金としての助成、千歳空港までですね。その部分を計上させていただいておりました。それの意図といたしましては、バス代に関しましては、生徒数によりまして個人負担に増減が発生する可能性があるということで、そこを行政の方で負担して支援をしていこうということでの始まりだったと記憶しております。そのような中で、中学校の支援が始まった中で、これまで小学校の修学旅行費に関しましては支援が無かったというような状況であります。小学校の保護者につきましても、今、物価高騰などの負担が増加しているのは、それは中学校も小学校も同じでありますので、その辺も踏まえてこれは検討していく余地はあるのかなというふうに考えております。それと、修学旅行が教育活動であるから全額公費でよろしいのではというような御質問がございました。これは以前にも一度ちょっと一般質問の中で議論になったことがあったかと思いますが、原則としまして、教育費に関する公費支出の私費の負担区分の適正化、この通知に基づきまして、今、公費負担、私費負担分につきましては分類されているというふうに

認識しております。そういった中でのこの直接的利益が児童生徒個人に還元されるものに係る経費というものにつきましては、原則私費負担という部分の中で分類されているということであります。その中で一部、今、沼田町では、そこの部分につきましても支援をしているということを御理解いただければなというふうに感じております。はい。以上であります。
○２番（篠原暁議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。
○２番（篠原暁議員）はい。個人に、個人の負担に期するべきものもあるということは、他の今までの質問の中でも議論され、してきたところだなというふうに私も思っていますけれども、教育長もおっしゃっていたように教育活動の一環であると。単なる旅行ではないんだということを考えれば、個人に期するものというよりは、もう全てが教育が行うものであると、賄うものであるというふうな考えもできるのかなというふうに思いますので、平行線になるかと思いますけれども、ぜひ将来的な公費負担、全額負担での無償化、そして小学校への拡充について検討していただきたいということを最後にもう一度お願いして、終わりたいと思います。
○教育長（三浦剛教育長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、教育長。
○教育長（三浦剛教育長）修学旅行が教育活動の一環であるということにつきましては、先ほども申し上げさせていただきました。一方で、教育活動における全ての活動に係る経費が、必ずしも全額公費負担であるという制度ではないというふうに私は認識しております。修学旅行につきましても、教育活動としての意義は認めながら、その実施に伴う経費につきましては、これまでも一定の保護者負担をお願いしてきたところであります。したがいまして、教育活動であるから直ちに全額を公費で負担するという形ではなくて、教育的な必要性、保護者負担、町の財政負担、他の教育施策とのバランスなどを総合的に考えて判断してまいりたいというふうに考えております。以上であります。
○２番（篠原暁議員）はい。終わります。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号８番、大沼議員。長期化している物価・エネルギー高騰対策をについて質問してください。
○８番（大沼恒雄議員）農業委員会の会長、１万７，０００円のお米が追加払いで２万円になる可能性は何％ぐらいですか。（「それは農協さんですよ」の声あり）ない。（「いや」の声あり）はい。議長。（笑声）
○議長（小峯聡議長）はい。大沼議員。
○８番（大沼恒雄議員）あるかないかだけ教えてや。

○議長（小峯聡議長）世間話。（「これ答えていいんですか」の声あり）いや、駄目。（「答えないほうがいいと思います」の声あり）はい。大沼議員。
○８番（大沼恒雄議員）はい。長期化している物価・エネルギー高騰対策をということで町長の方にお尋ねしたいと思います。これは私が毎回毎回やっているものと大して変わりがないんです。年末年始、町民の皆さんがどうやって生活していくかということをコンセプトに考えて質問を出しているんですけれども、それに対して町長がいつも答えてくれるので調子に乗って出していますが、今年の６月の定例会におきまして、アメリカ・イラン情勢とホルムズ海峡の緊迫化、これが地域経済や町民生活に及ぼす影響についてということで質問させていただきました。この時には６月の１９日だったかな。スイスで平和条項が結ばれるということがあったので、それが決まっていなかったからまだちょっとこういう質問になってしまった経緯があるんですが、結局懸念していたとおり、期待されたスイスでの平和交渉が不調に終わっていて、結局緊張が長期化しています。このまま今、我が国の経済にも重い影を落としたままになって今日に至っています。それから、それは今そういう現状の中の説明なんですが、コロナ禍が発生した２０１９年１２月からの６年間を振り返ってみますと、消費者物価指数ですね。これは全体で１５％、食料品においては２５％から３０％と大きな値上げが続いておりまして、町民の家計を圧迫してきました。ただ、これに対しても町長はいろんな施策を打ち出してきて助けてきていただけるとこう思っております。ただ、そこへ追い打ちをかけたのが、今年２月のホルムズ海峡の封鎖によるエネルギーと物流ショックでした。封鎖以来、卸業などの企業物価指数は前年比プラス７．２とこう急騰していまして、一時期抑えられていたエネルギー価格指数も再び前年比プラスになっています。だから上がっています。国は働き方改革の成果を主張していますが、実態のその物価高騰スピードに、消費者、給与所得者は追いついていないとこう感じているようです。実際に追いついているというよりも、同じものを何年か前は５，０００円で買えたんだけど、同じものを買うとしたら今は１万円を出さないとならないというそういうその実感があるみたいです。そのコロナ以降の長期的な物価高にホルムズ海峡の問題によるエネルギー物流が重なったという物価高騰の波が、これから冬を迎える沼田の町民の生活を直撃しようとしています。はい。更に深刻なのは、生活費の高騰にとどまらず、先ほど鵜野さんからも出ていましたけれども、稲作農家が直面している危機ということですね。先ほどから言っていますけれども、今年１万７，０００円の仮払い、それで２万何百円の生産コストが掛かっているということで、先ほど町長からの答えもいろいろありましたけれども、こうした生産コスト割れの状況は、営農継続そのものがやっぱり危機じゃないかという考え方もありますし、本町はコロナ禍以後、プレミアム商品券の事業等などで物価高騰に迅速な姿勢で対応されてきたということは非常に評価いたしますが、今回上が

るのは、灯油助成、それから生活支援とか、いろんなコスト割れに苦しむ農家の米、そういったものを踏まえたときに、財源として、町長が今まで出してきてくれた重点支援交付金これがあるんですけれども、今回のその灯油高助成や生活支援助成、コスト割れに苦しむ農家への直接的な支援・営農支援、それから商業支援は書いていませんけど、商業の皆さんも苦しんでいます。ということを考えたときに、重点支援交付金をどのように活用していくかということをお尋ねしたいと思いますし、この対策にはいろいろな対策があると思いますけれども、１２月に向けた町長がどのような対策をお考えになっているのかお聞きしたいと思います。町長の所信をお尋ねしたいと思います。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）お答えをしたいと思いますが、今までにも数々の対策は講じてきたつもりでありますし、適宜に対応させてもらってきたと思っています。現状としては厳しい状況はもう重々分かっておりますが、いわゆる後者のその農業施策、支援策ですね。これについては、ちょっと状況はやっぱし見なきゃいけないかな。私の憶測で物事は言えないんですが、追加払いは必ずあるというふうにも思っていますので、そのような状況を見据えた上で、尚且つ、国の動き、あるいは北海道の支援策なども踏まえて対策は考えていきたいと思っています。いわゆる一般町民の方々へのその対応策については、国の重点支援交付金を主としながら、あるいは灯油等々もひっくるめて、その財源だけでは足らない部分も当然出てくるかというふうに思いますので、北海道の地域づくり総合交付金なども、ほかの活用ができる補助メニュー等も踏まえて、今後整理をした上で対策を検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○８番（大沼恒雄議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）農業委員会の会長に聞いたら、多分１万７，０００円から、コストの２万何ぼまで届かないだろうという。（「違う」の声あり）違った。（「言っていない」の声あり）それ言っていない。届くらしいです。でも、現実に町長ね、追加払いがもしこれからのことで、農業政策についてはこれからのことで、現状を見てみないと分からないんだけれども、実際問題対策をしていかないと、もう間に合わなくなってくるんじゃないですか。たしか何だっけ、何というの、農家の人が締めるやつ。何だっけ。組勘。組勘整理は１２月でしょう。それに結局その追いついていなかったら、結局お金を借りるかなんかして対処しないとならないんです。今回の問題は、去年おととし、農家の人の売上げが良くて、町税もちゃんと補填してもらって、今年、売上げが悪くなっているんです。だからそういった意味では、半分恩返しというか、

補填をやっぱり考えてあげるというのが一つあるかと思うんです。僕はね。それが農業の方に対してのやっぱりこれから頑張ってくださいということのあれにもなるだろうしということで、町長のお考えを聞いてみたんですけれども。それと２点目なんですけれども、町民に対しての農業、町民に対しての施策については、底辺の人を例えば考えていくとしたときにですよ。今の国民年金で生活している方が、大体月８万円くらいかな。７万８，０００円くらいかな。でやっているんです。今回の灯油は、沼田は今１４５円。うん。リッター１４５円なんです。そうすると、計算してもらうと分かるんだけれど、３００リッターの灯油を炊くのに、年金の半分が飛んでいくという生活の状態になっちゃうんです。町長が言われるように、寒さは待ってくれないんです。これは防災のときだけじゃないんですよ。だからその灯油のまず助成、これは別枠で考える。それから物価高騰対策、これも別枠で考えて出していかないとならないんだと思います。それに加えて農業支援策、商業支援策、これも考えていかないとならない。町長ね、重点支援交付金は、今、多分沼田で２，８００万くらいだったっけ、財政課長。残っているのがね。うん。２，８００万を一件に割り当てたら１万円ずつに割り当てるんだけど、でも今回のホルムズ海峡の閉鎖のこのホルムズインフラと言った方がいいのかな。これの影響はやっぱり今年の１２月はちょっと厳しくなるんじゃないかなと思います。なぜかというと、物価を押し上げる原因が全部エネルギーの原油に来たときに、今、１バレル１０５ドルになっています。ね。だからまだまだその石油商品関係、全部全体的に上がっていく。これは上がるのはコスト、輸送費、そういったもので結局上がっていくんですよね。だからその原油高が一番影響が及ぼしているこのエネルギーショックというものに対して、町長が町民の皆さんに考えるのは、そんな施策は国に任しておけばいいんです。ホルムズ海峡をどうにかするのは国の施策でやってもらえばいいんです。ただ、直面する町民の皆さんの生活を守らないとならないのは、やっぱり町の役目だと思うんです。町長のところもたしかオール電化だったと思うんですけれどね。前に質問したときに。でも、オール電化は、今、１か月に皆さん何か冬場になると１２、３万から１５万払っているって。これは役場の職員だから払えるのか、一般の人が払えるのかというのは分かんないけれど、やっぱりこれだけ暴騰しているんです。うん。そこのところを町長、やっぱりきっちりつかまえた上で、今の重点支援交付金、国からの補助、道からの補助だけを待っているんじゃなくて、沼田町の一般財源、財調でも備荒資金でもいいんですけれど、これをやっぱりプラスアルファで突っ込んで町民の生活を守っていく、農業の支援をしていくということが私は必要だと思うんですけれども、方法はいろいろあると思いますよ。ただ、その財源に関してはそういう考え方もあると思うんですけれど、その点は、町長、どうやってお考えですか。お尋ねします。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）具体的な中身は、これから内部でも十二分詰めていきたいと思いますし、状況を加味しながら判断をしていきたいというふうに思います。場合によっては、一般財源から繰り入れて対応しなければいけないこともあり得るかもしれませんし、そのことを踏まえて十二分論議をした上で対策は講じていきたいと思います。以上です。
○８番（大沼恒雄議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。
○８番（大沼恒雄議員）もしかして、一般財源をちゅうんじゃなくて、町長、国からの重点支援交付金だけを頼るんじゃなくて、国からの補助金のを頼るんじゃなくて、町長が一般財源、要はそのお金って置いておいても何もならないんでね、実際使わないと、町民の皆さんのために使わないと駄目なんでね。だから重点支援交付金を種にしたそのプラスアルファの施策を、やっぱり町長が自ら町民の皆さんのために訴えて実行していくことが大切だと僕は思うんです。それが今年の冬を乗り切った、来年の春に行くべき道じゃないかなと思うんです。だから今回町長が、この苦しんでいる町民の皆さんが、私は一般財源を使って――一般財源、財調でも何でもいいんですけど、監査役、いいですよね。使ってもね。（発言する声あり）監査役はいいと言っていますから。うん。だからそういったものを使ってもいいから町民の皆さんの生活を守るんだという意志が、強い意志がやっぱり聞きたいと思うんですけれど。強い意志というそのいろんな言葉があるかもしれないけれども、町長、僕の強い意志を感じてくれて、強い答えを返してくれたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
○町長（横山茂町長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、町長。
○町長（横山茂町長）これだけ強い気持ちを訴えてきたつもりですが、伝わらないというのは非常に残念です。（「申し訳ない」の声あり）いずれにしてもお金を使うとか使わないとかそういう話じゃなくて、我々が状況を見て、必要な施策を行政として最後のとりでとして町民の生活を守る。その環境に対応することが我々の仕事であるんで、その点を踏まえて対策は考えてきたいと思います。
○８番（大沼恒雄議員）ありがとうございました。終わります。終わっていいんだよね。
○議長（小峯聡議長）はい。以上で一般質問を終了いたします。ここで暫時休憩いたします。再開は３時３５分に再開いたします。

午後　３時２４分休憩

午後　３時３５分再開

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。日程第１０、議案第５９号、沼田町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、住民生活課長。

○住民生活課長（亀谷良宏住民生活課長）議案第５９号、沼田町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例の制定について。沼田町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例を提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。沼田町太陽光発電事業と地域との共生に関する条例。条例の朗読を省略させていただきまして、提案理由を説明させていただきます。本条例の制定につきましては、全国的に再生可能エネルギーの開発が進む一方、太陽光パネルの設置に伴う災害へのリスクや景観、生活環境への影響が懸念されており、本町におきましても町民の安心、安全な暮らしと自然環境を守りつつ、地域と調和した持続可能な再エネ推進を図るため、事業者の遵守すべきルールなどを定めるため、本条例を制定したく提案するものでございます。本条例案の主な内容について御説明いたします。１つ目に適用対象でございます。本条例は出力１０キロワット以上の太陽光発電施設を対象とし、町、事業者、町民、三者の責務を定めております。次に抑制区域の設定でございます。太陽光発電事業の実施に当たり特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対して事業区域に含まないよう求めることができることとしております。次に事前手続及び完了後の手続でございます。事業者に対し施設の設置前における町との事前協議や、地域住民、周辺関係者への説明会の開催を義務づけるとともに、設置完了後においても適正な維持管理や報告などの手続を定めております。最後に指導助言及び指導体制の強化でございます。適正な運用を確保するため、事業に関する資料の提出や職員による立入調査権限を規定しております。万が一、届出前の事前着工など不適正な行為が確認された場合には、町からの指導及び改善の勧告を行い、正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者名の公表などを行うことができるよう定めております。なお、経過措置といたしまして既に設置されている施設につきましては、設置前の手続や完了届等の規定は、提出等の規定は適用されませんが、施設の維持管理や立入調査などの規定につきまして既存の事業者も含め、全ての事業者に適用することとしております。以上、提案理由の御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第５９号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第５９号は、原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１１、議案第６０号、沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第６０号、沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。条例の読み上げを省略し、提案理由を申し上げいたします。本条例改正におきましては、国の基準に合わせ、こども家庭庁設置法及び児童福祉法等の一部の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、具体的には改正に伴う文言の一部整理と、少人数の子供を地域で預かる特定地域型保育事業を実施する場合の基準を整備した内容となります。本町においては、本提案の内容においての影響はございません。なお、施行日は公布の日から施行することとしております。以上、提案理由の説明に代えさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６０号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６０号は、原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１２、議案第６１号、沼田町家庭内保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第６１号、沼田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。沼田町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する条例を定める条例の一部を改正する条例。条例の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例の改正は、国の基準に合わせ、児童福祉法の一部の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございまして、具体的には少人数の子供を預かる家庭的保育事業の安全管理や運営体制を見直す内容となっております。本町においては、該当する施設、事業はなく、本条例の一部改正による影響はありません。なお、施行日は公布の日からでございますが、ただし、第３条、第１３条――１３条の内容につきましては、性暴力等の防止を規定するものにつきましては、令和８年１２月２５日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６１号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異

議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６１号は、原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１３、議案第６２号、沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第６２号、沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。沼田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。提案理由の前に訂正がございました。本文中の５５ページ下段２行、下から２段目になりますが、附則第２条中「昭和３２年３月３１日までの間」の「昭和」の部分でございますが、「平成」の誤りでございました。深くおわび申し上げます。それでは、条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例の改正におきましては、国の基準に合わせまして、児童福祉法の規定に基づき本条例の一部を改正するもので、具体的には放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する内容となっております。本町においては、沼田町放課後児童健全育成事業におきましては、学童保育が該当し、本提案の安全管理計画の内容を既に盛り込んだ内容となっております。なお、施行日は公布の日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６２号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６２号は、原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１４、議案第６３号、沼田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒川幸太保健福祉課長）議案第６３号、沼田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。沼田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。本条例の改正におきましては、国の基準に合わせ、児童福祉、子ども・子育て関係の基準、府省令の改正に伴い、本条例の一部を改正するもので、具体的には条例内容における文言等の一部整理を行う内容と、児童対象性暴力等の防止の規定を改正するものでございます。本町におきましては、沼田町乳児等通園支援事業、こども誰でも通園制度がイコール、が該当し、該当することになっています。なお、施行日につきましては、公布の日からでございますが、第３条――第１３条、こちら内容につきましては、児童対象性暴力等の防止の規定を改正するものでございますが、こちらにつきましては令和８年１２月２５日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６３号について採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６３号は、原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１５、議案第６４号、令和８年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議案第６４号、令和８年度沼田町一般会計補正予算について。令和８年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。会議資料の０５の１番、令和８年度沼田町一般会計補正予算（第３号）修正後の２ページを御覧ください。令和８年度沼田町一般会計補正予算（第３号）、令和８年度沼田町の一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億２，６４５万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７１億７，５８７万９，０００円と定める。２項省略させていただきます。地方債の補正、第２条地方債の追加及び変更は、第２表地方債補正による。令和８年９月１７日。町長名でございます。１１ページを御覧ください。歳出でございます。２款総務費１項１目一般管理費２５節寄附金５０万円の増額補正につきましては、本年７月に発生いたしました熊本県での地震に対する災害支援でありまして、令和６年の能登半島地震の際に支援した額と同額を支援金として予算措置するものでございます。１０目振興費８節旅費５４万円の増額補正につきましては、現在内閣府が進めております自治体と企業を結びつけて地域の創生を築き上げることを目的とした官×民リモートハブ制度のメンバーとして沼田町が参画できることになったことから、今後メンバーとして参画するイベントなどに要する費用に旅費について補正するものでございます。１６目公共交通事業費１２節委託料１７２万円の増額補正ですが、１０月より空知中央バスに自家用有償としてバス運行を委託するに当たり、最新の単価にて燃料、車両点検費用、一般管理費など経費を見直したところ、当初予算より支出が増加する見込みとなったことから、必要経費について増額補正するものでございます。２４目ふるさと応援費１億円の増額補正ですが、こちらはふるさと納税に係る補正計上でございまして、当初予算では年度末見込みを３億としていたところですが、現状の寄附状況を踏まえ、年度末への寄附を５億と見込み、返礼品及び送料、またポータルサイト掲載手数料などについて補正計上するものでございます。３款民生費１項１目社会福祉総務費３万３，０００円の増額補正ですが、過年度において実施いたしました定額減税補足給付金に係る事務費について、実績に

基づき精算するものでございます。3目介護支援費２７節繰出金１８万２，０００円の減額につきましては、グループホームなごみに設置いたしましたエアコン設置費に対しまして、国から補助金が交付されることになったことから、補助金と同額を繰出金から減額するものでございます。4目障がい者福祉費２２節１１２万７，０００円につきましては、令和７年度における障がい者福祉費に係る各事業費の確定に伴い国への返還金を計上するものでございます。１２ページに移りまして、5目国民年金費２２節５万５，０００円の増額補正につきましては、令和７年度において全額国からの交付金を受けて実施した年金生活者支援の給付金事業に係るシステム改修費用の実績に基づき、返還金を計上するものでございます。2項1目児童措置費２２節過年度児童手当交付金国庫負担金返還金１万５，０００円につきましては、事業費確定に伴い国への返還金を計上するものでございます。２目子育て支援費２２節３９９万３，０００円の補正につきましては、過年度における子育て支援に係る国庫負担金等の返還金を計上しておりまして、療育支援一時預かり事業などの実績に基づく返還金、また障害児通所等支援費の事業費確定に伴う返還金をそれぞれ計上するものでございます。4款衛生費1項8目沼田厚生クリニック運営費１８節６，６６１万９，０００円の増額補正につきましては、行政報告にも記載しておりますが、指定管理に関する協定に基づきます令和７年度の損失助成でございます。なお、財源につきましては、沼田厚生クリニック損失助成債、いわゆる過疎対策事業債ソフト分６，５７０万円を充当することとし、予算計上しております。6款農林水産業費1項2目農業総務費１８節４９８万円の増額補正ですが、記載しております地域農業構造転換支援事業につきましては、北海道が実施しております農業機械の導入補助でございまして、町を経由して対象者へ交付されるいわゆるトンネル予算であることから、道からの歳入と同額を補正計上するものでございます。１３ページでございます。6目農業総合対策費１８節５７９万３，０００円の増額補正ですが、麦類生産技術向上事業補助金つきましては、北海道が実施する麦の品質向上等に係る補助事業でございますが、町からＪＡを経由して生産者に支払いされるというトンネル予算でありまして、北海道からの歳入と同額を補正計上するものでございます。7目経営所得安定対策制度推進事業費１８節３０万３，０００円の増額補正につきましては、水田を畑地化することに伴い、土地改良区の地区除外決済金に要する経費への支援として、北海道から交付される補助金を沼田町農業再生協議会を通じて土地改良区に支払うトンネル予算でありまして、北海道からの歳入と同額を補正計上するものでございます。9目基幹水利施設管理事業費１５０万８，０００円の増額補正ですが、１０節需用費につきましては、恵比島揚水機場の高圧コンデンサの取替え修繕に係る費用でございまして、この古いコンデンサが人に有害な物質である低濃度ＰＣＢを含む機材として取替えの対象になっていることから、その取替え費用として９２万６，００

０円を補正計上。また１１節役務費において、これに係る処理施設までの運搬料、処理手数料をそれぞれ補正計上しております。なお、財源につきましては、財源内訳の欄に記載しておりますが、道からの補助金として５５万４，０００円、受益者分担金として７１万３，０００円、それを差し引いた額については、沼田町と北竜町が負担することとなっております。８款土木費２項２目道路新設改良費につきましては、財源の振り替えでございまして、本年度実施いたしました町道更新３号線更新２号橋補修工事の実績に基づき、国からの社会資本整備総合交付金の額が確定したことから、財源を過疎対策事業債に振り替えるものでございます。４項都市計画費３目パークゴルフ場管理費１０万円の増額補正ですが、現在パークゴルフ場では、散水用としてかなり古い旧消防ポンプ車を使用しておりますが、本年度において消防第２分団のポンプ車が更新されることから、現在第２分団が使用しているポンプ車を新たに散水車として入れ替えることとしており、その手続に要する費用について補正計上するものでございます。１４ページでございます。１０款教育費２項小学校費１目学校管理費３９６万円の増額補正ですが、小学校の排煙のための窓が経年劣化によりモーターが故障し、開閉できない状態となっていることから、設置されているモーター３台について修繕工事するための費用を予算措置するものでございます。３項中学校費１目学校管理費１２節委託料につきましては、中学校体育館及び柔剣道場に係る基本実施設計に係る費用でございまして、一般の方も利用できるよう専用の玄関やトイレの設置、また冷房設備の整備、さらに施設の老朽化に伴う屋根及び外壁の改修を行うための設計費として２，４８５万７，０００円を予算措置するものでございます。また、１７節の備品購入費につきましては、中学校３階の多目的室の暖房機の故障に伴う取替え費用として４６万７，０００円を補正計上するものでございます。４項社会教育費３目活性化センター費２４万７，０００円の増額補正につきましては、北竜活性化センターに設置されております暖房機が故障していることから、これを取り替える費用を補正計上するものでございます。５項保健体育費、体育施設費１２節９１３万円の増額補正につきましては、現在検討を進めております卓球クラブの寮を新たに設置するための設計委託料でありまして、その名称を地域滞在型スポーツ人材育成拠点整備事業として補正計上するものでございます。１５ページでございます。１１款公債費１項２目利子６８万８，０００円の増額補正につきましては、令和７年度債の借入れ利率が予算編成時で見込んでいた利率を上回ったことから、不足する利子を補正するものでございます。１２款諸支出金１項５目ふるさとづくり基金費、積立金１億円の増額補正ですが、ふるさと納税の状況を踏まえ、今年度の寄附金を５億と見込み、経費を除いた額を基金に積み立てるものでございます。９ページにお戻りください。歳入でございます。１２款地方交付税７３６万１，０００円の増額補正につきましては、今回提案しております歳出予算に特定財源などを充

当しても、なお不足する額について、地方交付税を増額いたしまして収支の均衡を保ったものでございます。１４款分担金及び負担金１項１目農林水産業費分担金７１万３，０００円につきましては、歳出で説明いたしました恵比島揚水機場の高圧コンデンサの取替え修繕に係る受益者負担金、また、その下２項２目農林水産業負担金４万８，０００円につきましては、同施設の修繕に対する北竜町からの負担金収入となっております。１６款国庫支出金、２項４目土木費国庫補助金につきましては、歳出で説明いたしました町道更新３号線更新２号橋補修事業の国庫負担分の額の確定を受けまして減額補正するものでございます。１７款道支出金２項４目農林水産業費道補助金１，１６３万円の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました各種農業関連の事業に係る道からの補助金をそれぞれ予算措置するものでございます。１９款寄附金１項２目総務費寄附金２億円の増額につきましては、ふるさと納税の額を年度末で５億円と見込み、増額計上するものでございます。２０款繰入金１項４目ふるさとづくり基金繰入金３，３９８万７，０００円につきましては、歳出で説明いたしました学校体育館の各種設計、また卓球クラブの寮に係る設計費に充てる財源として補正計上。また、その下、６目企業等誘致推進基金繰入金５４万円につきましては、歳出で説明いたしました内閣府の民間リモートハブ制度のメンバーとして企業とのマッチングイベントに参加する旅費の財源として補正するものでございます。１６目ＪＲ留萌本線代替輸送確保・跡地整備等推進基金繰入金１７２万円につきましては、空知中央バスへの委託運行に係る費用の財源として計上するものでございます。１０ページでございます。２２款諸収入４項４目過年度収入４８万８，０００円につきましては、令和７年度における子どものための教育・保育給付費負担金の支給実績を踏まえて、北海道から交付される額を補正計上。６目納付金４２６万６，０００円につきましては、スコーレセンター等の管理運営に関する協定に基づき、指定管理者である第一ホテルから昨年度の当期純利益の５分の１の額を納付金として町に納めていただくものでございます。２３款町債１項１目衛生費６，５７０万円につきましては、歳出で説明いたしました沼田厚生クリニックの損失助成の財源とするものでございます。３目土木費３６０万円の増額補正につきましては、歳出で説明いたしました町道更新３号線更新２号橋補修事業に係る借入れ額の変更に伴う増額補正でございます。次に５ページを御覧ください。第２表地方債補正、まず上段の追加でございます。起債の目的としましては、沼田厚生クリニック損失助成事業、限度額は６，５７０万円で、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。下段、変更でございますが、先ほど補正の中でも説明いたしました町道更新３号線更新２号橋補修事業に対する国庫補助金の確定に伴いまして、起債の借入れ額を変更するものでございます。以上を申し上げまして提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
○４番（久保元宏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。
○４番（久保元宏議員）１４ページの教育費について教えてください。この中の中学校費の委託料、沼田中学校体育館、中学校体育施設改修工事基本実地設計業務委託料２，４８５万７，０００円、これというのは、もともと目替えされる前に頂いた資料によると、中学校体育館の動線区分の工事設計委託料１，２３３万５，０００円と中学校体育館柔剣道冷房設備工事設計業務委託料６０８万４，０００円、そして中学校体育館柔剣道場屋根外壁改修工事設計業務委託料６４３万８，０００円、これを合計すれば、この計上されている２，４８５万７，０００円なので、この３つをこれ合算したという判断でよろしいでしょうか。
○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）議長。
○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。
○総務財政課長（小玉好紀総務財政課長）はい。今おっしゃるとおり、３つの合算したものでございます。
○４番（久保元宏議員）はい。分かりました。議長。
○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。
○４番（久保元宏議員）これは、なるほどなと思うんですけれど、ここに至ったまでに、経過で新体育館の議論が準備委員会で３回、利用団体で１回、町民に対して１回、おのおの行われてきたんですけれど、この過程の中で出たことの意見がどのような意見があったかというのを、説明会のときには、委員のほぼ全員が町民体育館の建設場所として市街地を最適と評価されたという説明を頂戴して、さらにここに至るまでに、議論はいろいろ議会も含めていろんなところでさせていただいてきましたけれど、過去に定例会の一般質問で、私が前の教育長さんたちと議論させていただいたときに、町長さんもおっしゃったんですけど、町民体育館は沼田中学校の施設との併用が現時点ではふさわしいんではないかというのは、当時数年前におっしゃっていて、今回は検討委員会を経て、町の中でというような議論がかなり浮上してきたと。それが町民の意見だと仮にすれば、そっち側に沿った議論も決定ではないにしても、その部分が出てきたんだけれど、今回の補正予算に関しては、町民体育館は沼田中学校の施設と併用に特化され過ぎているような予算化ではないかと私は感じて、非常に違和感を感じます。確かにこれは検討委員会で議論された暫定的な予算かもしれませんが、もしこれが新体育館が中学校体育館へのすり替え、厳しい言葉を言えばすり替えだとすれば、これは看過できない予算化だと思います。特に、今日午前中に三浦教育長が教育行政報告でおっしゃったことをそのまま繰り返して申せば、教育長

はこういうふうにおっしゃってくれました。「中学校体育館（武道場も含む）について冷房設備の設備や屋根外壁改修などによる長寿命化を図るとともに同体育館を一般開放し、学校教育と地域スポーツの活動拠点として活用する」と。こういうふうにおっしゃってくれたこの部分だけを切り抜けば、まさしくもう体育館は新しくするのではなくて、現在の中学校をリフォームして、ここを一般開放して学校教育と地域スポーツの活動拠点とするということにもし収斂するのであれば、今年１年間行ってきた検討委員会その他の議論というのが、全く無視、軽視されて、無化されてしまうんじゃないかと。もしそうじゃなくて、もし教育長のお考え、皆さんのお考えがそうではないんだとすれば、言葉足らずだと私は思うんですよね。もしそうであれば、例えば中学校体育館については冷房設備の屋根や外壁改修に長寿命化を図るとともに仮に一時的にと――仮に一時的にという言葉を教育施政方針に入れていただいて、仮に一時的に同体育館を一般開放し、学校教育と地域スポーツの活動拠点として活用する。これは新体育館ができるまでの経過措置としてこのようにするというようなことであればいいんですが、もし数年後にまたこの議論に戻ったときに、このままでは、ぬまたみらいわくわくアリーナ――町長が名づけてくれたネーミングなんですが、この検討委員会の報告書は軽んじたまま、時間とともに町民が忘れた頃に、かつて役場がもともと数年前に考えられていた町民体育館は、中学校の施設との併用に収斂されてしまうんじゃないかという危険性を私は非常に感じます。そうすり替えるのが、もし皆さんの意図ではないとするのであれば、教育行政方針の文言はあまりにも言葉足らずなので、先ほど申したように、これは経過措置としてというふうに文言を加えていただきたい。もしそうでなければ、松田剛委員長たちが調査や議論された３回の検討委員会や利用団体の説明は、単なる新体育館のガス抜きになってしまうんじゃないかという心配を私は非常にしております。この結果は、あくまでも予定どおり中学校体育館の町民体育館化になる既成事実の作成になるとするんであれば、ここはちょっと議論の余地が必要なんではないかと、この予算書を見させていただきました。意見をよろしくお願いいたします。
○議長（小峯聡議長）質疑。
○教育長（三浦剛教育長）いいですか。
○議長（小峯聡議長）はい。
○教育長（三浦剛教育長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、教育長。
○教育長（三浦剛教育長）すみませんね。今、おっしゃられたとおり、中学校の今、町民体育館のあそこの状態というのは、もうこれからなかなか継続して使っていく状況が難しいという状況も踏まえた中で、今回中学校の体育館も活用しながら、一般町民利用を使っていくという形で報告させていただきました。これは検討委員会の

意見でもそういう形で御理解をいただいているかなというふうに思っております。この今回の行政報告の中でも、具体的には既存施設の統廃合と再編、そして新しい機能についても引き続き検討が必要だということで付け加えさせていただているかと思います。そういった新しい機能を踏まえまして、新たなわくわくアリーナの方での検討に入っていくということで考えておりますので、今の中学校の体育館でその体育館の機能としてのもしその形の中で、今、町の町民体育館の体育館としての機能が可能であれば、そういうこともちろん使えるんであれば使っていくことが必要かなというふうに思いますけども、ただ、今度のわくわくアリーナの方で、今、スポーツだけではなくていろんな機能が町民の中から意見が出てきそうでありますので、そういった中に機能として加えていくことも、もちろん検討しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、あくまでも中学校の体育館は、そのすり替え、町民体育館としてすり替えるというイメージではなくて、中学校の体育館で、もし今体育館の機能として賄えるものがあるんであれば使っていくことは可能だと思いますし、ただ、体育館、町民体育館がそのまま中学校の体育館でまかたしない不十分な部分もきっとあるでしょうから、そういった部分を、それにプラスアルファ新しい機能も加えた中でのわくわくアリーナというような形でイメージしていったらどうかなというふうに思っています。それらにつきましても、ワークショップ等でもまた十分に議論しながら進めていきたいなというふうに思っております。

○４番（久保元宏議員）議長。

○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。

○４番（久保元宏議員）私も当初はそのように思っていたんですよね。この新町民体育館は造らないにせよ、情報のこの出し入れがあまりにも意図的な感じが私はしました。特に、今日初めて伺ったんですけど、２０２８年以降に今の体育館を壊すということと、もしそれと今回予算計上されている２，０００万、二千数百万の中学校の体育館を改修するのは、今回は設計費用ですよね。これをもし設計費用から出てきた結果で工事を行うのであれば、３億円以上かかると。この３億円以上かかるという金額と、２０２８年に今の町民体育館を壊すということは、わくわくアリーナの検討委員会や町民説明会や利用団体の説明会、我々全員協議会にも説明が無かったことです。一つ一つ既成事実を積み上げていって、どこか意図する中学校に新体育館を統合するような方向に持っていっていくような気がします。もしそうではないとするなれば、今回の予算であっても、３つのやつが１つに統合されたんですが、この中の冷房というのが保護者や生徒たちが一番求めていたことですよね。教育長ね。それなのに壁の話とか天井の話とか、出入口の話とかトイレの話が出てきた。これもおかしな話です。もし本当に冷房が必要だったらこの６００万か８００万の冷房の設計図をつくらないで、最初からぼんと冷房機をつけたらいいじゃないですか。そうすれば設

計費用なしで冷房機だけの経費で、今年中に中学校の今の３年生が卒業する前に、涼しい体育館で夏のうちにもしかしたら思い切り運動ができるかもしれない。それなのに何でわざわざこういうふうに時間をかけてやらなきゃいけないのか。そして３億円を新しいのにかけるんだったら、もし新しい体育館を造るということが仮に決まったとしたら、その３億円は無駄になりますよね。その３億円も含めてわくわくアリーナの方に持っていったほうがよろしいのに、なぜわくわくアリーナを造るかもしれないという段階で、新しい中学校の改修工事だけに３億円以上掛けるということになるのか。私はこの３億円を目的にする二千数百万の予算化というのは非常に不可思議。もうすぐやってほしいという町民の声があるんだったら、まずは設計費用なしで冷暖房機をつけてください。それはもう一般家庭用を普通つけるだけでも十分だと思います。ここに関してかなり違和感を感じるんですが、教育長もしくは財政課長の御意見をお願いいたします。
○教育長（三浦剛教育長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、教育長。
○教育長（三浦剛教育長）すみません。外壁には屋根も含んでいます。（「そうです。外壁と屋根です」の声あり）屋根ね。（「長寿命化です」の声あり）長寿命化ね。はい。
○議長（小峯聡議長）はい。教育長。
○教育長（三浦剛教育長）はい。今、冷房だけの話であれば、単に冷房機具をつければいいんじゃなかったのかという話をいただきましたけれども、一つには今の中学校の体育館も相当老朽化しております。夏、それから冬も非常に暑かったり寒かったりという状況もありますので、まずは断熱効果が十分に機能するような壁、屋根の改修が必要だったと。仮に先に冷房をつけたとしても、後々そういった壁や屋根の改修が必要となったときに、改めてまたあそこにプラスアルファの付け替え、つけたり外したりというような経費が発生する可能性がありますので、今回そういう断熱効果も含めて、中学校の体育館にその今回設計費をそれらの工事を実施することを踏まえまして、加えさせていただいているという状況であります。はい。それと、中学校の体育館を優先するという、進めるというのは、決して町民のその検討委員会の意見を反映しないわけではなくて、今、委員会の意見としましては、中学校の体育館はまずは子供たちのためにも優先順位が高いと。そこで優先的にここは直すべきだと。冷房を効くように、より良い教育環境の中で子供たちの学校生活が送れるような環境に整えましょうというところと併せまして、機能としての体育館としての機能も、町民も利用できるような形で改修をするのが望ましいという意見を踏まえての判断とさせていただいています。
○４番（久保元宏議員）はい。この件は分かりました。
○議長（小峯聡議長）他に質疑は。

○４番（久保元宏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。
○４番（久保元宏議員）もう一つ教育費で、同じページの卓球留学についてに教えていただきたいんですが、これも財源が同じふるさと基金。ふるさと基金は、やっぱりまた町民に対する期待で頂くお金なので、効果的に使いたいなと思いますし、それをちょっと注視して質問させていただきます。この中で地域滞在型スポーツ人材育成拠点整備事業設計委託料９１３万円。これは、るる説明を頂戴している卓球留学生の、また町に来る２０名の卓球のテクニシャンというか、技術者を目指すための施設のための全額９１３万円。しかもこれは設計費までであって、建築費は別にかかるということで理解しましたが、まずこれはよろしいですか。
○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、教育課長。
○教育課長（赤井圭二教育課長）今回の補正予算については設計費のみでございます。
○４番（久保元宏議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。
○４番（久保元宏議員）教育委員会の方から、ＴＢＳの民放の番組「バース・デイ」で放送された石田卓球クラブの卓球留学の成功事例の動画も私も見させていただきました。非常になるほどなと思いましたし、ハードルは高いけれど、理念は理解しました。卓球留学の理念は理解したんですけど、ただし、これも手法ですよね。手法の手順の問題が私はあると思います。予算の効果的な執行の順番に大きな違和感があります。まずこのなぜ宿舎ありきなのか。一番最初に宿舎ありきというのは、これは本末転倒じゃないのかと。まず、これより効果的な予算の手順のロードマップは、まず１つ目に魅力的な指導者を獲得して、２番目にその指導者の方とともに緻密で沼田町に即した教育プログラムを作って、３番目に受入れ人数２０人を確保してから宿舎を建てても十分じゃないかと私はそう思っています。じゃあ、沼田町にはその宿舎がないのかということになりますと、沼田町、我々には、西町に既存のスポーツ合宿施設「夢未来」というのがありますので、その「夢未来」に対して、今回予算計上されている９１３万でリフォームして、卓球をやりたいという日本中の若い人たちのふさわしい施設に改築すると、もう十分それでオーケーではないんかと。むしろ予算の投資は、先ほど言ったような私の申した１、２、３の方を順番に予算計上されるのであれば、私はもうなるほどと、理念はもともと理解していますのでいいんではないかと思います。これは先ほどすり替えという言葉を使いましたけれど、新体育館が現在の中学校体育館にすり替わったかのように、卓球留学が箱物行政にすり替えられる可能性、危険性が非常に高い。これは予算執行の順番がちょっとあまりにもおか

しいのではないかと私はそう思いますが、しかもこれ財源がふるさとづくり基金ですので、やっぱり心を込めて沼田町に投資をしてくれた皆さんに分かりやすいような説明ができるような結果を求めるような予算化が必要だと思いますが、いかがでしょうか。
○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。
○議長（小峯聡議長）教育課長。
○教育課長（赤井圭二教育課長）はい。予算手法の手順についてちょっと違和感があるという御質問ですが、これまでも卓球留学のことについては説明をしてきたと思います。ただ、この寄宿舎を新設するということに関しては、今年の体育施設のこの整備に掛かりながら、一緒に同時に説明した経緯がございます。まず指導者が先ではないかというところにつきましては、今現在、その石田卓球クラブと入念な打合せをしていまして、ある程度条件が整ってまいりました。それは指導者を１人、後継者を今育成していること。その人の見込みがあること。それから石田卓球クラブの方でアンケート調査をやってもらって、全国の各クラブチームから、北海道、東北地区の子供たちが一定のニーズがあるという調査結果をいただいたこと。これらをベースにして、それであれば沼田町として、やはり町の施策として、それから教育施策として新しくこれを建てて、２０人の子供たちをしっかりと教育の活動の一環としても、そして町の高齢人口、それから中学生の人数の確保、これも含めてしっかりと支えていこうと、挑戦しようということで予算、まずは設計予算費を組まさせていただきました。今までの「夢未来」については、過去からいろんな団体が使っていただいています。スポーツ団体もそうですし、それから夜高あんどん時期の祭人（まつりんちゅ）、いろんなボランティア団体、いろんな団体がその都度使っていただいて、これは大事な施設だと。そこは守っていこうと。そして新しいこのチャレンジする寄宿舎については、町の施策として、まず設計費を組ませていただいて準備させていただこうといったことで予算を組んだものでございます。
○４番（久保元宏議員）よろしいです。
○議長（小峯聡議長）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。
○４番（久保元宏議員）はい。討論。討論ですか。
○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。
○４番（久保元宏議員）私は、この予算は申し訳ないけど反対させていただきます。理由は先ほどの申した２つなんですけど、やはり体育館に関しては、中学校の生徒のためにも一日でも早くまずは冷房。暖房よりも冷房。であれば冷房予算を早くスピー

ド感を持ってつけていただくような方向にしていただきたいですし、今回の２，０００万が将来の３億以上のお金に結びつくようなお金であるとすれば、そこはわくわくアリーナなり、例えば農産加工場なりスノークールライスファクトリーなり、もっと効果的なものに是非使っていただきたいと私は思っています。検討委員会の結論というか報告が、皆さんがおっしゃったことであれば、私は納得はするんですが、どうもそうじゃない。そこに誤差があるのであれば、まずは必要な冷房をやって、わくわくアリーナの議論を続けるのであれば、それはすべきだ。これからワークショップをやられるというふうに教育長は先ほどおっしゃいましたけれど、どうもそのワークショップも中学校の活用のワークショップのようなので、やはりそこは原点に戻っていただきたいなと思う意味で、まずはこの２，０００万を中学校に使うのであれば、体育館、柔剣道場の冷房に特化して設計費用は要らないというところでお願いしたいなと思います。それと、卓球スポーツに関しても赤井課長がおっしゃるように、「夢未来」を我々も使わせていただいているので必要な施設だと思っています。ただ、沼田町は沼田町民の人口の割合には、施設の床面積があまりにも大きいので、そこをある程度モディファイすればクリアする問題なんですよね。例えば町民体育館の和室の棟の部分を宿舎に改造すると。そして町民体育館の天井の高い部分は卓球の若者たちに活用していただく時間もあると思います。もしくは「えがお」をもう一回我々の身近な施設に変えるとか、いろんな施設があると思います。そっち側の方に投資をすべきであって、わざわざ完璧に出来上がっていないプログラムに対して建物を建てると、言いたくはありませんが、自然学校とか、クラフトビールとか、まずは立ち上がってテイクオフして成功してから次のところに、沼田町全員で一歩一歩進める。私は自然学校もクラフトビールも卓球留学も理念は分かっていると思っているつもりです。やはり手法を間違えばどこかで足踏みしてしまう。そこを心配していますので、今回の予算に対して反対させていただきます。

○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。

○７番（長野時敏議員）はい。

○議長（小峯聡議長）長野議員。

○７番（長野時敏議員）体育館については、私は、話合いの経緯を見た中で賛成なんです。もう一点の卓球留学については反対です。というのは、指導者の石田卓球クラブの動画は素晴らしいなと思ったんですけれども、実際、指導者の石田監督が来るということでもないですし、かなり卓球クラブというのは、石田監督のカリスマ性のもとで支えられているのではないかと思うんです。町の人口対策と卓球クラブの理念とニーズが合うようですけれども、これを合体させて進めていくというのは、あまりにも危険な賭けではないかなという気がして反対いたします。

○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。

○８番（大沼恒雄議員）議長。議事進行。
○議長（小峯聡議長）はい。
○８番（大沼恒雄議員）久保さんは討論の中で反対したんだけれど、長野さんは賛成意見と反対意見と両方なんだけど、こんな討論はないでしょう。それをちゃんと指導してもらったほうがいいんじゃないかな。だから予算に反対するんなら反対討論、賛成するんなら賛成討論をしてもらわないと、何かおかしくないですか。
○議長（小峯聡議長）長野議員は、その１点で予算に反対ということですよね。（「そういう意味」の声あり）
○７番（長野時敏議員）体育館については、私は異論はありません。
○議長（小峯聡議長）そこは……。
○７番（長野時敏議員）卓球クラブについては反対です。（「だから反対なんじゃない」の声あり）（発言する声あり）
○議長（小峯聡議長）なら原案に反対ということでいいですよね。（「予算は反対するということですよね」声あり）
○７番（長野時敏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。（「議長。休憩」の声あり）
○８番（大沼恒雄議員）休憩してください。
○議長（小峯聡議長）暫時休憩いたします。

午後　４時３０分　休憩

午後　４時５５分　再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。本日の会議時間は全ての議事日程が終了するまであらかじめ延長いたします。それでは討論の続きをいたします。御意見ありませんか。
○３番（鵜野範之議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、鵜野議員。
○３番（鵜野範之議員）３番、鵜野です。教育委員会の関係なんですけれども、非常に議論する時間が無かったという理由についてもお伺いしております。卓球留学の関係についてのスケジュールからいうとこれがギリギリなのかなというふうに思いますし、いろんな御意見があるかと思いますけれども、今後、それを参考にしながら進めていくために、これについては賛成させていただきたいと思います。
○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６４号について採決いたします。この採決は挙手によって行います。お諮りいたします。本原案

に賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（小峯聡議長）６人。賛成６人。続いて、反対の方は挙手を願います。

（反対者挙手）

○議長（小峯聡議長）３人。賛成６人ということで、議案第６４号は原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１６、議案第６５号、令和８年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○なごみ施設長（安念昌典なごみ施設長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、なごみ施設長。

○なごみ施設長（安念昌典なごみ施設長）議案第６５号、令和８年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和８年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。会議資料０６―０１、令和８年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第１号）の２ページをお開き願います。令和８年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第１号)。令和８年度沼田町のグループホーム特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７，４４９万３，０００円と定める。２項については省略いたします。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。７ページ、歳出をお開きください。１款総務費１項総務管理費１目一般管理費についてですが、令和８年度事業で当初予算でエアコンの設置をしておりますが、国の補助事業で２００万円を上限とした２分の１の補助の冷暖房設備に設置する経費の一部を補助する介護保険事業費補助金の申請を行い、内示を受けたことから、その設置経費の２分の１、１８万２，０００円を国・道支出金に組み入れ、一般会計繰入金から同額を減額したものとして振り替えたものでございます。６ページ、歳入をお開きください。４款繰入金１項１目１節一般会計繰入金１８万２，０００円の減額、６款国庫支出金１項国庫補助金１目総務管理費国庫補助金１節総務管理費補助金１８万２，０００円の増額については、今歳出で御説明した補助金の決定に伴い、財源の振替をしたものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入れます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入り

ます。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６５号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６５号は原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１７、議案第６６号、令和８年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第６６号、令和８年度沼田町水道事業会計補正予算について。令和８年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。会議資料の０７―１、令和８年度沼田町水道事業会計補正予算（第２号）の３ページを御覧ください。令和８年度沼田町水道事業会計補正予算（第２号）。総則。第１条、令和８年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。業務の予定量。第２条、予算第２条第４号を次のように改める。主要な建設改良事業費を１億９，４１８万８，０００円とするものでございます。資本的収入及び支出。第３条、予算第４条本文中括弧書き中「２，４８４万８，０００円」を「２，９２７万円」に、「１，７２２万４，０００円」を「１，７６５万４，０００円」に、「７６２万４，０００円」を「１，１６１万６，０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。資本的収入に増減はございません。支出、第１款資本的支出において４４２万２，０００円を増額し１億９，６８９万円とするものでございます。以下、内容内訳につきましてはお目通しください。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、現在、国により工事が進められております国道２７５号共成地区の防雪柵の設置工事に関連し、令和８年度の防雪柵の設置工事に際し、新たな水道管の移設箇所が生じたため、当該箇所の実施設計に係る費用を追加計上させていただくことが主な内容でございます。９ページを御覧ください。資本的支出について説明させていただきます。資本的支出。１款資本的支出１項建設改良費１目配水設備改良費４４２万２，０００円の増額計上は、冒頭でも説明させていただきましたが、国で進めている国道２７５号共成地区の防雪柵設置工事に関連し、これまで支

障となる水道管の移設工事を行っておりますが、令和８年度の防雪柵の設置工事に際して新たに水道管の移設が必要な箇所が確認されたため、対象箇所の移設工事に必要な実施設計に係る費用を追加計上させていただくものでございます。なお、補正額の資本的収入額と資本的支出額を比較して不足する額４４２万２，０００円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４０万２，０００円及び過年度分損益勘定留保資金４０２万円で補填いたしますので申し上げます。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。
○９番（上野敏夫議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。
○９番（上野敏夫議員）９番、上野です。国道の防雪柵を造る設計図ができていながら、それを地下に水道管があった。これっていうのは、水道管があった位置が過去の移設の水道管移設したときの設計図とずれていたような気がするんですけど、その町の水道管の位置と開発局が今設計書いて、そこに防雪柵を造ろうとしたときに、無いものが見つかったというふうに感じするんですけど、その辺はどうなんですか。
○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。
○建設課長（瀧本周三建設課長）まず、国道の防雪柵の設置に当たりましては、当然設計の段階で現地の試掘を行って、何か所かのポイントの水道管の位置については把握をしております。当然、本町の方にも水道管の管網図がございますので、それとの照らし合わせを行った上で設計を組んでおりますが、実際に今回工事をやるに当たって掘ってみたときに、そこにまた水道管があったということで、若干のずれが図面との間にあったという部分の精査を今回するために、移設するための設計を組むというような形で進めさせていただいております。以上です。
○９番（上野敏夫議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。
○９番（上野敏夫議員）その沼田町がやった水道管の設計図が、きちっとした場所に移設されていたのか、それとも設計図と違う場所に埋設されたことによって国道２７５号の防雪柵の仕事に影響が出ているように思うんですけど、工事ストップしているように見えるんだけど、その辺の食い違いっちかてその水道管は町の図面にきちっと記録されているんですか。どうですか。
○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。
○建設課長（瀧本周三建設課長）いずれにしましても管網図は紙ベースで作ったものでありますので、縮尺の関係もありますから確実に現地とぴったりにはなりません。

その上で試掘等を行ったときに差異が若干出たということになります。（発言する声あり）
○議長（小峯聡議長）はい、上野議員。
○９番（上野敏夫議員）今私質問した町の図面っていうか、どっから基準何メーターのところに管が埋設されているとかってそういう図面が役場にあると思うんですけど、それと今のその開発局の防雪柵の基礎の関係とぶつかっているということで今補正予算組むと思うんだけど、それは設計、開発局の設計と町のその埋設の設計とか調べた中でやってると思うんですよ。その辺役場の図面は、今のコンクリート、その基礎のところにあるからこうなるんだけど、それ役場の図面とそれがきちっと開発との設計の中で、分かっていて設計図ができていると思うんだけど、それが役場にはちゃんとしたその水道管に埋設されている位置っていうのは図面にあるんですか。（発言する声あり）ずれてるんだって。開発はないっていう計画できてるの。役場の図面と位置違うんだもん。（発言する声あり）
○建設課長（瀧本周三建設課長）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。
○建設課長（瀧本周三建設課長）いずれにいたしましても、現地を確認しながら工事は適切に進めていただいております。その上で、やはり図面とはちょっと違うところが多分あったんだとは思います。そのことを今回追加で移設をしなければいけませんので、その設計を組むことで進めさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
○９番（上野敏夫議員）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）上野議員、はい。
○９番（上野敏夫議員）これは仕方ないっちゅうかやらなきゃなんないからいいんですけど、私のお願いしたいのは、今後、沼田町の水道管の埋設する場所、確認、間違ったところで埋設されているといろんなこと影響でるので、これから水道管の埋設とかっていうのは、きちっとした設置場所、どの業者が見ても設計が見ても分かるような図面をこれから設置していただきたいということで、まずそのことをやってくれるのであれば、今回は何も。
○議長（小峯聡議長）はい、副町長。
○副町長（菅原秀史副町長）今言われたとおりだというふうに思ってますし、もちろん工事の段階では、会議の段階で占用取っていますので、基本的にはあれはもう数十年前だと思いますけど、入れたときの占用の図面だとかで、ほぼほぼとは言いませんけど合っているつもりではいたんですけど、結果として、今回試掘の段階で出てきたと。基本的に水道管の本管は全部道路用地に入れてますので、俗に言う道路の横には大体水道管があるということで、道路管理者ももちろん町の方でも分かっていたん

ですが、その中で、今ちょっと補足が足りなかったのか、誤差とは言いませんけどそのようなものがあったのかなというふうに思っておりますので、また、今後また開発等々とも協議しながら適切に進めてまいりますので、よろしくお願いします。
○９番（上野敏夫議員）はい、いいです。
○議長（小峯聡議長）はい、よろしいですか。
○９番（上野敏夫議員）はい。
○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６６号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６６号は原案のとおり可決されました。

（一　般　議　案）

○議長（小峯聡議長）日程第１８、議案第６７号、令和８年度沼田町下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。
○建設課長（瀧本周三建設課長）はい、議長。
○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。
○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第６７号、令和８年度沼田町下水道事業会計補正予算について。令和８年度沼田町下水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。会議資料の０８―１、令和８年度沼田町下水道事業会計補正予算（第１号）の３ページを御覧ください。令和８年度沼田町下水道事業会計補正予算（第１号）。総則。第１条、令和８年度沼田町の下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。業務の予定量。第２条、予算第２条下水道事業中、第４号を次のように改める。（４）主要な建設改良事業費を１億１，３６５万２，０００円とするものでございます。資本的収入及び支出。第３条、予算第４条本分中括弧書き中「３，８８３万２，０００円」を「３，８８０万５，０００円」に、「１，２８４万７，０００円」を「１，２５５万３，０００円」に、「２，５９８万５，０００円」を「２，６２５万２，０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第１款資本的収入において３２

０万８，０００円を減額し１億３，３４２万６，０００円とし、支出、第１款資本的支出において３２３万５，０００円を減額し１億７，２２３万１，０００円とするもので、内容内訳につきましては、収入支出それぞれお目通しをいただければと思います。企業債。第４条、予算第５条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的。下水道設備等整備事業に係る起債限度額７，８００万円を１億１，４００万円に改めるものでございます。令和８年９月１７日提出。町長名でございます。今回の主な補正内容につきましては、浄化センター耐震補強工事及び屋根更新工事等の財源としていた国庫補助金であります社会資本整備総合交付金の内示額が、現時点で要望額を大幅に下回っており、今後も追加配分が厳しいとの情勢から、現状の財源見込みに合わせて国庫補助金を減額するとともに、不足する財源相当額を企業債の補正増により確保することが主な内容でございます。９ページを御覧ください。下段の資本的支出から説明させていきます。１款資本的支出１項建設改良費２目処理場建設改良費３２３万５，０００円の減額計上は、発注の完了した沼田浄化センター設備等更新実施設計業務委託料の入札残を減額補正するものでございます。上段の資本的収入について説明させていただきます。１款資本的収入１項企業債１目企業債３，６００万円の増額補正及び２項補助金１目国庫補助金３，９２０万８，０００円の減額補正は、冒頭でも説明させていただきましたが、浄化センター耐震補強工事及び屋根更新工事等の財源として予定していた国庫補助金の社会資本整備総合交付金の内示額が、現時点で要望額を大幅に下回っており、今後も追加配分が厳しいとの情報から、現在の財源見込みに合わせて事業財源を確保するため国庫補助金を減額し、不足する財源相当額を企業債の増額補正により確保するものでございます。なお、企業債の内訳は、半分を下水道事業債、半分を過疎債を予定しております。以上、提案の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第６７号について採決いたします。お諮りいたします、本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第６７号は原案のとおり可決されました。

（ 条例の発議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第１９、発議第１号、沼田町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本件につきましては、先の沼田町議会改革調査特別委員会において協議されておりますので、説明・質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

○２番（篠原暁議員）議長、質疑お願いします。

○議長（小峯聡議長）はい、それでは質疑を取ります。質疑ある方いらっしゃいますか。

○２番（篠原暁議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○２番（篠原暁議員）２番、篠原です。今回、議会改革調査特別委員会の中で一応採決をして、定数１減という結論を得ていますけれども、その中で、私も定数の減には反対するような討論もしていたんですけれども、まず、ここで質疑をしたいのは、定数削減ということが１減らすということが、そもそも議会改革調査特別委員会の中で、この議論を始める発端は、議員の成り手不足、新たな議員になる成り手不足の解決策としての議論をしていく中で削減という方向性が出てきたのかなというふうには思っているんですけれども、まず、定数１削減することが、議員の成り手不足の解消にどう繋がるのかということの議論が十分ではなかったような、私にとってはまだそのような印象を持っています。どのように議員の成り手不足の解決に繋がっていくのかということをお聞きしたいと思います。もう一つ、２点ですけどもう一点、この間、議会カフェなどで議会改革について町民からいろいろな様々な意見を聞いてきている、そういう取組も行ってきていますけれども、私が聞いている中には、議員の定数減らした方がいいという意見はなかったという印象を受けているんですけれども、議会カフェの、またはその他町民の意見を聞く場面の中で、減らした方がいいという意見がどの程度あったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小峯聡議長）特別委員会の委員長に答えてもらうということでいいですか。

○２番（篠原暁議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。それでは、畑地委員長、お願いします。

○委員長（畑地誉委員長）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）畑地委員長。

○委員長（畑地誉委員長）まず、１点目の成り手不足の話から始まったというのは、まず誤解されてはいけないんですけれども、議会改革調査特別委員会は、当然、定数以外のものもいろいろ議論をさせていただきました。私、多分前々回ぐらいの特別委員会のときに皆さんにも説明していたんですけれども、前回か。議事録を最初の部分

からずっと精査はさせていただきました。ここにそのページがあるんですけれども、ものすごい大量の量で会議の回数等も多いんですけれども、中身も２時間はざらにありました。その中で、定数に触れたのは２０２４年９月５日、ちょうど２年ぐらい前かなというふうに思っております。私は最初、特別委員会の委員長というか座長に就いたときに一番最初に申し上げたのは、定数の議論はちょっと置いといて、他のことからやりませんかというような提案もさせていただいたんですけれども、議員の方からいやいや早めにそこの部分は定数は早めに議論に手をつけようというような話から始まりまして、定数の議論をたまたま２０２４年の９月から始めたというのが実情かなというふうに思っております。ですから、成り手不足の対策の一つとしてというのはあながち間違いではないんですけれども、そこだけを一点でスタートしたということでは、私はないのかなというふうに思っております。それと、２点目の町民からの意見ということでおっしゃられていましたけれども、４月２２日、ふれあいの方で議会報告会ということでさせていただきました。参加された方、この中にもいるかもしれませんけれども、議会報告会では、今議会でどのような話合いがあって、このような方向性でというような大筋を話させていただいた上で、たしか５０は来てたと思いますけれども、四十数名の町民の方にアンケート等も書いていただいた経緯にございます。その中には、定数の維持ということ、削減ということというような意見の分かれ方は当然あったわけなんですけれども、私の印象としては、定数の削減で、これは町民の皆さんが望んでいるというような言い方になるかどうか分かりませんけれども、議会がそのように考えていることをある程度承認をしていただいた報告会だというふうに捉えております。前回のときに申し上げたように、中間報告の中身を５月に詰めていた時にも、賛成・反対、非常にいろんな御意見があって、その意見を意見書に集約するに当たっては、中間報告の意見書、更には委員会の採決を基にある程度方向性を決めるというのは前回の会議でも確認をさせていただいております。ですから、私は自信を持って、自信を持ってという言い方は変ですけれども、手順を逸脱して議員定数を恣意的に減らしているというような言い方は全く当てはまらないというふうに考えております。ですので、議会の成り手不足に対するアクションが少ないと言われれば、それは私の至らない点があったのかもしれませんけれども、そこの部分は甘んじて受け入れますけれども、議員定数の削減については皆さんの総意をもって採決をさせていただいたという自負がありますので、その点を踏まえて、今回の条例提案になったということを御承知おきいただきたいと思います。

○２番（篠原暁議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○２番（篠原暁議員）今議員報告会での件が、今委員長の方から説明されましたけれ

ども、議会のその決定した調査特別委員会で決定したことを報告するというスタンスですから、町民の皆さんは、その中でもう議員は減らすということに一致したんだなという印象を持たれるのかなというふうには思いますけれども、決して全員一致ではなかったということは私は思っています。それと、成り手不足に資するのかということについては、今畑地委員長の方からはその点については甘んじて受け入れるみたいなこともありましたけれども、１つ減らしたものの、これで議員がやっぱりなろうとする人が出てこないというのがやっぱり一番この決定をした上では困ったことになるのかなと。一番期待してたことが外れたら困ったことになるなというふうには思うんですけれども、成り手不足、議員なろうとする人をしっかりと確保していく……

○議長（小峯聡議長）すみません。質疑ですので質問をしてください。

○２番（篠原暁議員）すみません。そういうことに対するこの１減というのが、本当にそれでいいというふうに、今自信を持ってっておっしゃったのだけれども、それいうことになるのかということをもう一度。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地委員長。

○委員長（畑地誉委員長）ちょっと今質疑というより討論になってきたんですけども、私自身は、議員の定数自体を下げるというか減らす、まあ増やすはあんまりいなかったんですけども維持、この２つの意見が分かれるというのは、最初から、当初からある程度肌では感じていました。ただ、特別委員会の委員長としては、当然中立である程度行かなきゃいけませんので、採決までは、私の個人的な意見というのはほぼ封殺していたわけではないですけれども、ある程度抑えながら、皆さんに議論をしていただいた経緯があります。私は、先ほど言った議事録の精査の話もあるんですけれども、私はいろんな議論の観点であると思うんですよね。私はこれは討論で言おうと思ってたんですけれども、今どこの議会でも時勢に合わせた議会の姿ということで、議会改革っていうのは非常にこう言葉がすり替えられやすいんですけれども、何かアクションをしていると議会改革だというふうに思われている節があるかもしれませんが、私自身は、議会改革イコール成り手不足の解消だけではないということだけは申し上げたいと思います。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

○２番（篠原暁議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○２番（篠原暁議員）はい。最初に結論を申し上げれば、私は定数の１減には反対を、

今でもそういう立場を持っています。やはり、今ここで定数を１つ減らしたっていうことが、町民はやっぱりこの過去２回連続で無投票で終わったということに対して、やはり選挙になってほしいという期待もあるでしょうし、そして新しい人が議員になってほしいという願いも持っているんだろうというふうに思いますけれども、１つ減るっていうことは、逆に議員になろうとすることに対してハードルが上がるという作用もないわけではないというふうに考えています。本当だったらもっと多様な意見を保障するのが議会という役目もあるわけですから、１つ減ることによってそれだけ町民の声が届かなくなるということもありますので、私は増やすのはなかなか難しいにしても、最低限、現状を維持をするということを望みますので、定数１には反対をいたします。
○議長（小峯聡議長）賛成意見ございませんか。
○１番（畑地誉議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、畑地議員。
○１番（畑地誉議員）私は賛成で討論させていただきたいと思います。私は、賛成討論というよりも、この決議の在り方。いわゆる議会が１つのことを決めて、皆さんで採決したことを議場で反対をすると、僕は反対討論は全然構わないと思います、それは。ただ、このプロセスっていうのは非常に町民にだらしなく映ると思います。町の人は決められる議会っていうのを当然望んでいると思いますし、先ほどわくわくアリーナでも言ってたように、議論をする議会っていうのを当然望んでいるわけですし、我々の議論の積み重ねはこの議事録の中にもありますけれども、そんなに簡単に決めたものではございません。２年以上掛かってここまでたどり着いた結果だというふうに思っております。私は、町自体が他所の議会見てみますと押しなべて定数１減、２減、いろいろなニュースが毎日のように飛び込んできてますけれども、議会に対してもコストっていうのは絶対かかるんですよね。ですから、１人当たりたしか沼田は４５０万近くあるかなと思いますけれども、他所の町では報酬議論も併せて議会改革で一番を取っているところは年間３，０００万以上のコスト、議会費に対するコスト増を見込んでいるそうです。そのような議会がある中で、沼田町議会もどれだけ議会にコストを掛けるのか。これは議会が自信を持って活動を見せて、その分の活動に対する対価をいただいているんだということを示すためにも、私は定数が減っても議会のパフォーマンスは落ちないというふうに確信をしておりますので、私は賛成討論ということで、賛成に回りたいというふうに思っております。
○議長（小峯聡議長）反対意見ございますか。
○４番（久保元宏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。
○４番（久保元宏議員）はい。私もこの議案に反対をさせていただきます。反対に当

たっては、今の畑地さんと篠原さんの２人の討論を聞かせていただきましたけど、どう考えても篠原さんの方に正義があると感じました。私は自身は議会改革特別委員会において議論したのにもかかわらず、議会改革の議論がないがしろになってきたということに対して、再三この会議でも申し上げてきました。本来であれば、議会改革推し進めるための４年間だったはずが、この３年半ほとんどそのことはされてなかった。畑地委員長が議事録を読まれたというお話なんですが、もう一回読んでいただきたいなと切に願うところです。私自身は、削減のときには削減は反対だよと、むしろいろんな方が入ってきて豊かな議論をした方が、役場の職員のためにも町長のためにもそして町民のためにもなるので、むしろ人口の０．０１％は議員が必要なのに、これから減らすことによって、我々の仕事も増えますしこれは非常に不合理なことになるのではないかと、再三申し上げたところ、他の議員の方ほとんど意見をおっしゃらなくて、結論になったときにるる減らしましょうという意見が出たので、なんとなくだまし討ちに遭ったような印象も持ちました。それに当たるに、その最終的な多数決をするに当たって、１月２３日の金曜日の議会改革特別委員会のときに、私が当時委員長代理をされていた鵜野範之さんが、年末年始に町民の意見を聞いてこいと言ったので、いろんな意見を、私、大体２００人ほどの意見を聞いたんですけど、大体主立った意見は次の６つです。１つは、役場と議会の違いが今は無くなったと。これは二元代表制のことなんですけれど、みんなの議会広報、みんなの議会も役場の広報誌も今は区別がつかないと。もうちょっと役場はこういう考えで一生懸命仕事をされている。議会はこういう考え方で仕事をしている。その２つの立場のことがきちんと分かるような議会であってほしいと。もしも役場があれば議会が必要ないというような理由で議員を減らすのであれば、まずは議会の存在感のパフォーマンスを上げてくださいと、これも多くの方に言われました。つまりこれは議会改革を進めるということですし、３年半前の我々選挙の直後には、小峯議長は、私はまだ議会改革でやり残したことがあるので議長をもう一期やりたい。畑地副議長は、私は議会改革をスピードを倍どころか数倍にしたいので副議長をさせていただきたいというお話だったので、我々お二人を推薦させていただきましたし、結果的にその議会改革が前に進まなかったことを町民も肌身で感じているようです。２つ目には、削減の意見も、議員定数削減の意見もあると知らなかったと、これも町民の声です。今の沼田町議会は自信がないのか。情けない。３つ目、町民にとって重要な問題ですが、なぜ議会広報、みんなの議会などで各議員の考えなどを経過を共有しないんですか。まず全議員の皆さんのお考えを知りたいです。４つ目、議会は町民のものです。町民抜きで勝手に大きな変更を行ってはいけません。５つ目、町民は議会について知識がない。まずは、議会から現状と展望を説明していただきたい。６つ目、多様化の時代です。きめ細かく町民の声を届けてほしい。議員数はむしろ増やしてもよい。大体これが私

が年末年始聞いた主立った意見です。もちろん削減に賛成の方も１人いらっしゃいました。議員定数に関しましては、私はやはり現状維持をまずは申し上げたいなと思っております。私の意見は、２０２４年３月に全国町村議会議長会から出版された町村議会の成り手不足対策報告書に書いてあるとおりです。そこの７ページに二元代表制の趣旨が損なわれる。９ページには、選挙戦の実現とは無関係である、議員定数が減ることが。それは先ほど篠原さんがおっしゃってくれたことだと思います。１０ページ、小規模な地区・集落による議員の輩出を阻害する。この３つが、全国町村議会議長会の報告書でございます。私は全くこれに賛成で、この議案に反対の意見を申し上げているところでございます。この報告書には、２０２６年１月２３日に日本経済新聞に河村和徳教授の寄稿、議員定数削減は必要かという連載の中で、議員定数を削減した結果、かえって成り手不足が深刻になる。当選ラインが上がり、立候補が敬遠されやすくなるとなっています。ですから、沼田町議会がまず取り組むべき優先順位は、議員を減らすネガティブではなくて、町民や役場の職員の皆さんや町長にも頼らないポジティブなどのような議会が望ましいかと、そういうことの理念の提示だと思います。その理念の提示こそが、まさしく議会改革のことでありました。それをこの３年間半、議会改革をせずに足踏みをして定数の削減に時間を費やしたことに、一議員として役場の職員、町民に対して、私自身も恥じているところです。以上の理由をもちまして、今回の議案に反対させていただきます。

○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。

○８番（大沼恒雄議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○８番（大沼恒雄議員）はい。るる皆さんの方からの意見が出てます。私も今回の条例に対しては反対の立場から討論を行わさせてもらいたいと思います。皆さんいろいろ言われたのでちょっと端折りますけれど、反対する理由として、まず全国の地方自治体では、これまで行財政改革の一環として、住民感情や財政難に応える形で定数削減が進められてきました。沼田町も長い歴史の中で、定数を２０人から１０人まで削減をしてきました。しかし、その結果、選挙のハードルが上がり、議員１人当たりの仕事の量も増えていることが、今は全国各地で定数割れや成り手不足の更なる深刻化という負のスパイラルを引き起こしていると言われています。定数削減を続けた結果が、逆に議員の仕事量の過重化となり、成り手不足を悪化させたと。今や多くの専門家が共通の認識として訴えています。第２つ目に、地方自治を研究する学識経験者や専門家の間でも、報酬等の環境整備を伴わない単なる定数削減は議員１人当たりの負担を増やし、若者や働く世代、女性などの参画をますます困難にする。逆効果にしかならないという見解も示されています。３つ目に、町民が信頼できる候補者の中から自分たちの代表を選べる選択の機会を求めていることは十分に理解できま

す。しかし、無投票の解消を定数削減によって実現しようとすることは、論理的な矛盾だと思います。成り手そのものが不足している現状において、単に定数の枠を狭めることはむしろ出馬へのハードルを上げ、多様な民意を拾い上げる議会の機能を縮小させるリスクの方がはるかに大きいと言えると思います。以上のことから、私は本条例には反対させていただきます。以上です。
○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。
○７番（長野時敏議員）はい。
○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。
○７番（長野時敏議員）はい。私は、１名減の９名ということに賛成ということで意見を述べさせていただきます。まず、昨年の１２月に町民の声を聞いてこようということで、明けて１月２３日に協議いたしました。私は、年末年始にかけて住んでいる行政区の中でアンケート用紙を配布、回収の結果、議員定数と報酬の増減について、ほぼ同数に分かれていることが分かりました。２つ目、その中で、地域の方から、議員自ら決めることであれば、経過理由をきちんと示してほしいとの御意見があり、内容の開示は改めて大事なことと感じ、私は内容について、町民の皆さんにお知らせいたしました。私の便りを通して。それから、道内の人口２，０００人から３，０００人規模の３１町村の議会では、議員定数平均は８．７７人というデータを参考にしました。４つ目ですが、選挙は町民が望んでいることであり、望んでいない方もいますが、議員が鍛えられる場にもなるという意見も、私の中で大変参考になりました。５つ目、近隣では９名の議会構成で、議長はオブザーバーとして２つの委員会に、副議長はいずれかの委員会に所属することで、２つの常任委員会設置は可能であるという考えに至りました。あと、あわせて報酬については、定数と報酬はセットでは考えないということで進んだんですけども、報酬については、議員が上げろだとか現状維持だとか下げるなとかっていうのは具合が悪いということで、報酬審議会を立ち上げていただきたいということで、既に報酬審議会は立ち上がっています。以上のことから、議員自らが定数を減らすということは、自ら身を切るということです。自ら身を切る姿勢を示す必要性を感じ、そして議会改革に繋げるために、また報酬の部分も報酬審議会に期待するということも含めまして、９人が妥当と私は主張しました。あと１月２３日の中で、一人一人が意見を述べてから多数決を取ったと私は認識しておりますので、意見を述べないで多数決に至ったという意見については、私は違うというふうに認識しております。以上です。
○議長（小峯聡議長）他に御意見ありませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。発議第１号について採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。発議第１

号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峯聡議長）６名。発議第１号に反対の方は起立願います。

（反対者起立）

○議長（小峯聡議長）３名。起立多数ですので、発議第１号は原案のとおり可決されました。

（人　事　案　件）

○議長（小峯聡議長）日程第２０、同意第１５号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）同意第１５号、教育委員会委員の任命についてでありますが、現委員であります青木健治氏の任期満了が令和８年１０月１７日でありますので、その後任として下記の者を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定によって議会の同意を求めるものであります。任命同意を求める方は、住所、沼田町字恵比島１０４番地６６、氏名、青木健治氏。生年月日は昭和３７年３月１日生まれ、６４歳であります。現委員であります青木健治氏につきましては、平成２３年６月から委員を歴任いただき、教育委員として最も適任者と認め、本日ここに再任として御提案を申し上げますので、御同意を承りたく御提案申し上げます。令和８年９月１７日提出。沼田町長横山茂。以上、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決定しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、同意第１５号は同意することに決定しました。ここで暫時休憩といたします。

午後　５時４３分　休憩

午後　５時４５分　再開

（ 議事日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。議会より陳情３件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第２１、陳情第３号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情について、日程第２２、陳情第４号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出を求める陳情について、日程第２３、陳情第５号、備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書採択を求める陳情について、以上３件を日程に追加することに決定しました。

（ 陳情の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２１、陳情第３号、国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第３号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。陳情第３号について採決いたします。お諮りいたします。本陳情を採決することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第３号は採択することに決定しました。

（ 陳情の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２２、陳情第４号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書提出を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第４号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本陳情を採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第４号は採決することに決定しました。

（ 陳情の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２３、陳情第５号、備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書採択を求める陳情についてを議題といたします。お諮りいたします。本陳情については、会議規則第９２条の２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第５号は委員会付託を省略することに決定しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本陳情を採択することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、陳情第５号は採択することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

午後　５時４９分　休憩

午後　５時５０分　再開

（ 議事日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。先ほど採択されました陳情に伴う意見案３件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、日程第２４、意見案第３号、国土強靱化に資する社会資本整備に関する意見書（案）について、日程第２５、意見案第４号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）について、日程第２６、意見案第５号、備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書（案）について、以上３件を日程に追加することに決定しました。

（ 意見案の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２４、意見案第３号、国土強靱化に資する社会資本整備に関する意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第３号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（ 意見案の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２５、意見案第４号、軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第４号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（ 意見案の審議 ）

○議長（小峯聡議長）日程第２６、意見案第５号、備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを求める意見書（案）についてを議題といたします。お諮りいたします。この際、討論を省略したいと思います。これに御異議

ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定しました。お諮りいたします。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、意見案第５号は原案のとおり関係機関に提出することに決定しました。

（閉　会　宣　言）

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。会議規則第７条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。これにて令和８年第３回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後　５時５３分　閉会